

データの利活用等に関する 制度・ルールについて

平成28年3月
経済産業政策局

I. データ利活用と保護（知的財産政策を含む） について	...	2
補足）課題の背景	...	16
II. 競争政策について	...	30
III. 越境取引・域外適用について	...	48
IV. 参考資料		
参考1）データ流通の課題への取組事例	...	56
参考2）データの流通・共有事例の紹介	...	66
参考3）競争政策関係	...	78

I. データ利活用と保護（知的財産政策含む） について

1. データの利活用推進に向けた課題

2. 対応の方向性と当面の取組

補足) 課題の背景

参考 1) データ流通の課題への取組事例

参考 2) データの流通・共有事例の紹介

1. データの利活用推進に向けた課題

中長期的な方向性

現状認識

- IoT、AI、ビッグデータ、ロボットを最大限活用するために、「データ」の重要性が高まる。
- 一方、データの利活用については、社会的な理解が醸成されていないため、特に個人情報について企業が慎重にならざるをえなかったり、収集したデータの他者への提供のメリットが現状では見えていないこと等の理由から、企業間におけるデータの利活用も十分なされていない。

データ協調型社会

データを囲い込むのではなく、個人がデータ管理しつつ、データを共有し利活用する社会

例えば

データを各事業者が抱え込むのではなく、「データ取引市場」等も活用して戦略的なデータ共有、交換・売買が行われるなど、様々なデータを組み合わせる新しい価値を創出する社会

例えば

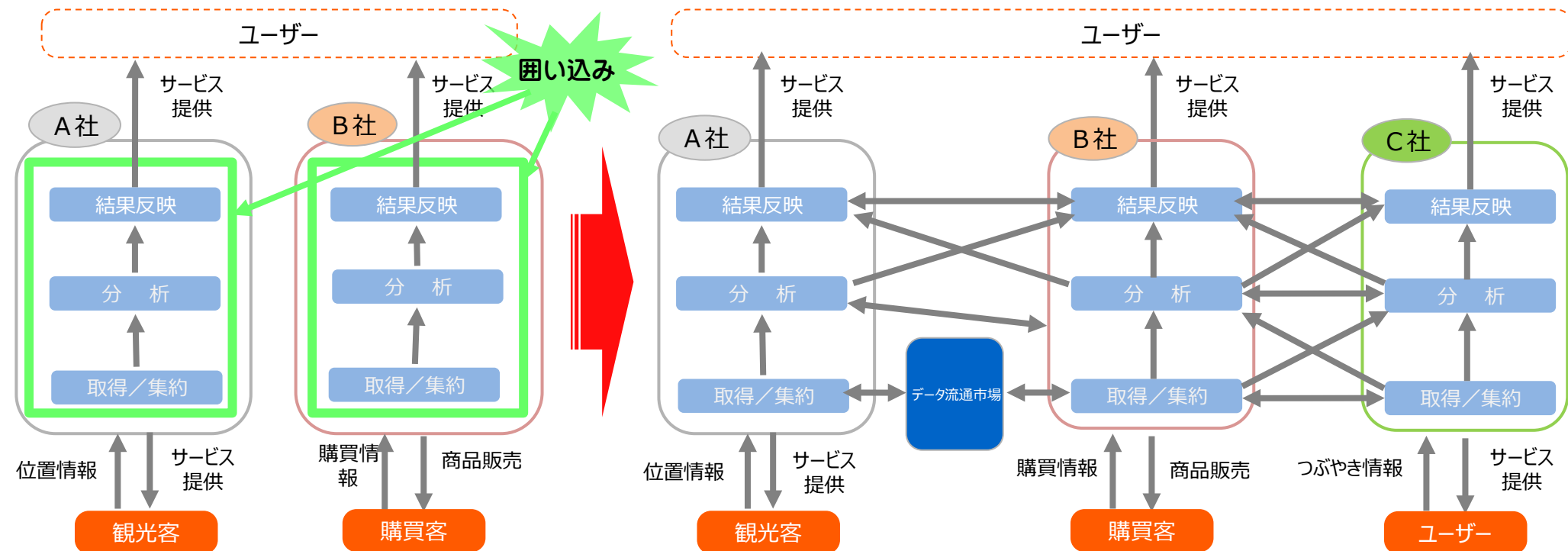
個人データについては、**個人の関与**の下で、**様々な事業者によりデータが活用**され、ビッグデータ分析や利便性の高いカスタマイズサービスが展開される社会

(参考) データ協調戦略

「囲い込み」から「共有」へ

囲い込み構造

戦略的オープン構造



データの利活用が各社で閉じ、ビッグデータ分析ができていない。

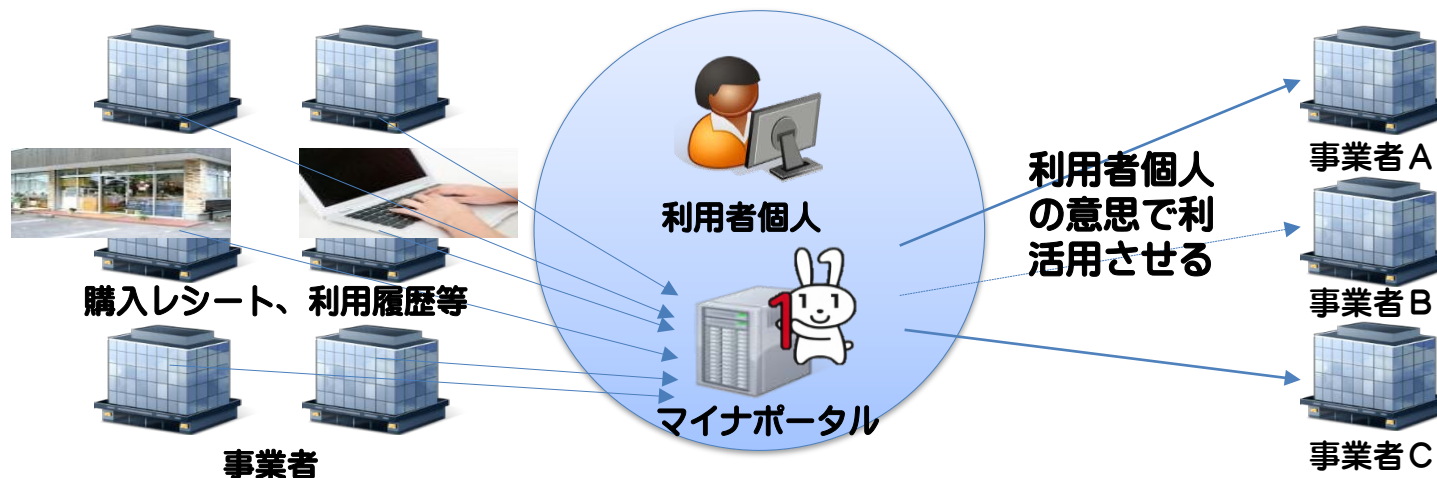
各社の様々なデータがデータ流通市場を介して共有されることで、ビッグデータ分析が可能となり、イノベーションに繋がる。

(参考) 個人への還元を通じたデータ囲い込みからの解放

個人にデータを一旦還元することで、事業者が「囲い込んだ」個人情報、個人の関与の下で再集約され、それらを様々な事業者が利活用可能になるという流通構造も一案

(活用例)

例えば、事業者から購入レシートを電子的に電子私書箱（マイナポータル）に送付させることで、個人の関与の下、様々な事業者が全体的なデータを利活用可能になる。



(参考)

EUデータ保護規則案18条（データポータビリティの権利）

- 2 データ主体は、データ管理者に提供したパーソナルデータを、構造化された、通常用いられる機械判読可能な形式で受け取る権利を有し、また、当該データを、妨害されることなくデータ管理者から他のデータ管理者に移転する権利を有する。

データの利活用推進に向けた課題

中長期的な**データ協調型社会**の実現にむけた課題はなにか。

課題 1 : データの流通の促進（市場作り、相場観の醸成等）

課題 2 : データ流通の円滑化（権利権限関係の整理等）

課題 3 : 利活用とプライバシー保護とのバランス

課題 4 : 投資のインセンティブの確保

課題 5 : 「つながる」ための相互利活用の促進

2. 対応の方向性と当面の取組

課題 1 : データの流通の促進（市場作り、相場観の醸成等）

現状認識

- 他者の権利を侵害しない形でデータ交換を行うためのプラクティスが根付いておらず、データ利活用社会への移行にあたっての障害となっている。
- また、データが困り込まれたり、単独の利活用に留まったりしており、事業者間でのデータの共有が進んでいない。

基本的方向性

- データの共有を促進するため、データの仲介、流通システムが必要ではないか。
- 先行事例を生み出し、相場観を作ることが重要ではないか。

当面の取組

- データ仲介・流通市場形成に向けた先行事例の推進（IoT推進ラボを通じたデータ取引仲介事業者に対する支援、提供可能なデータの明示 等）
- 行政データのオープン化の推進（法人情報活用基盤システムの構築 等）

課題 2 : データ流通の円滑化（権利権限関係の整理等）

現状認識

- データの利活用を図る上で、データの提供・収集・分析等には様々な者が関与する。しかしながら、関係者間の誰がその成果物を活用できるのかといった、当事者間の権利関係の整理が、円滑に進んでいないのではないかと。

基本的方向性

- データは誰のものかという議論に関しては、その利活用や保護のためにどのような手当が必要かについて、具体的な事例に即して対応すべきではないか。
- パーソナルデータに関しては、国際的議論にも配慮しつつ、個人の関与の下で、様々な事業者によりデータが活用されるような環境をめざすべきではないか。
- 技術の進歩が著しいこの分野において、日本企業がビジネス的な遅れを取らないよう、先行事例を生み出すことも重要ではないか。

当面の取組

- 企業間の協調の先行事例の創出、相場観の醸成
- 契約ガイドライン、契約のひな形・モデル条項等の作成
- データに関する契約実態の把握

課題3： 利活用とプライバシー保護とのバランス

現状認識

- 個人情報については、プライバシーの保護の観点から①本人同意の取得、データ流通にあたっての②匿名性の確保が重要。
- パーソナルデータの利活用の面から昨年9月に個人情報保護法を改正。新たに創設される匿名加工情報については、改正から2年以内（来年9月まで）の施行に向け、事業者にとって使いやすい基準／運用となるよう、個人情報保護委員会において準備を進めている。

基本的方向性

- 中長期的には、個人の関与の下様々な事業者がデータ利用を行うデータポータビリティ制度を目指すべきではないか。
- 本人同意について、同意取得の手法等の明確化や不特定多数を対象とする場合等の対応策が必要ではないか。
- 情報の匿名性について、基準の明確化が必要ではないか。

当面の取組

- 適正な本人同意取得のためのガイドライン
- 本人同意取得の代理機関の創設の検討
- 匿名加工処理のガイドライン（各業界ごとの認定個人情報保護団体における策定）
- 行政機関等の保有する個人情報を匿名加工した上で活用を進めるための制度作り

課題4：投資のインセンティブの確保

現状認識

- データ収集にあたっては、そのビジネスモデルの構築や、データの提供者へのインセンティブの付与などのコストを要する。また、データの加工や分析に関する技術は、その技術の開発にもコストを要する。
- 収集したデータを第三者に提供するにあたっては、このコストに見合う利益が得られなければ、そのインセンティブが生じない。
- また、収集したデータベースや開発した技術自体が、簡単にフリーライドされてしまうと、投資のインセンティブも湧かない。

基本的方向性

- データの利活用と保護の適正なバランスに配慮しつつ、フリーライドの防止や、迅速な権利化などに向けた、制度や体制の構築が必要ではないか。

当面の取組

- データベース等の適正な保護の検討
- 分析・解析技術等の適正な保護の検討
- 特許審査体制の強化

課題5：「つながる」ための相互利活用の促進

現状認識

- 事業者データについては、データが競合他社に渡ってしまうことを恐れて、データの守秘を厳格にし、当事者間においてすらその活用が遅れている。しかしながら、データの利活用にあたっては、データ量の確保も競争力の強化に欠かせないものである。
- 協調領域と競争領域を整理して、協調領域での企業間の連携を促進すべきではないか。

基本的方向性

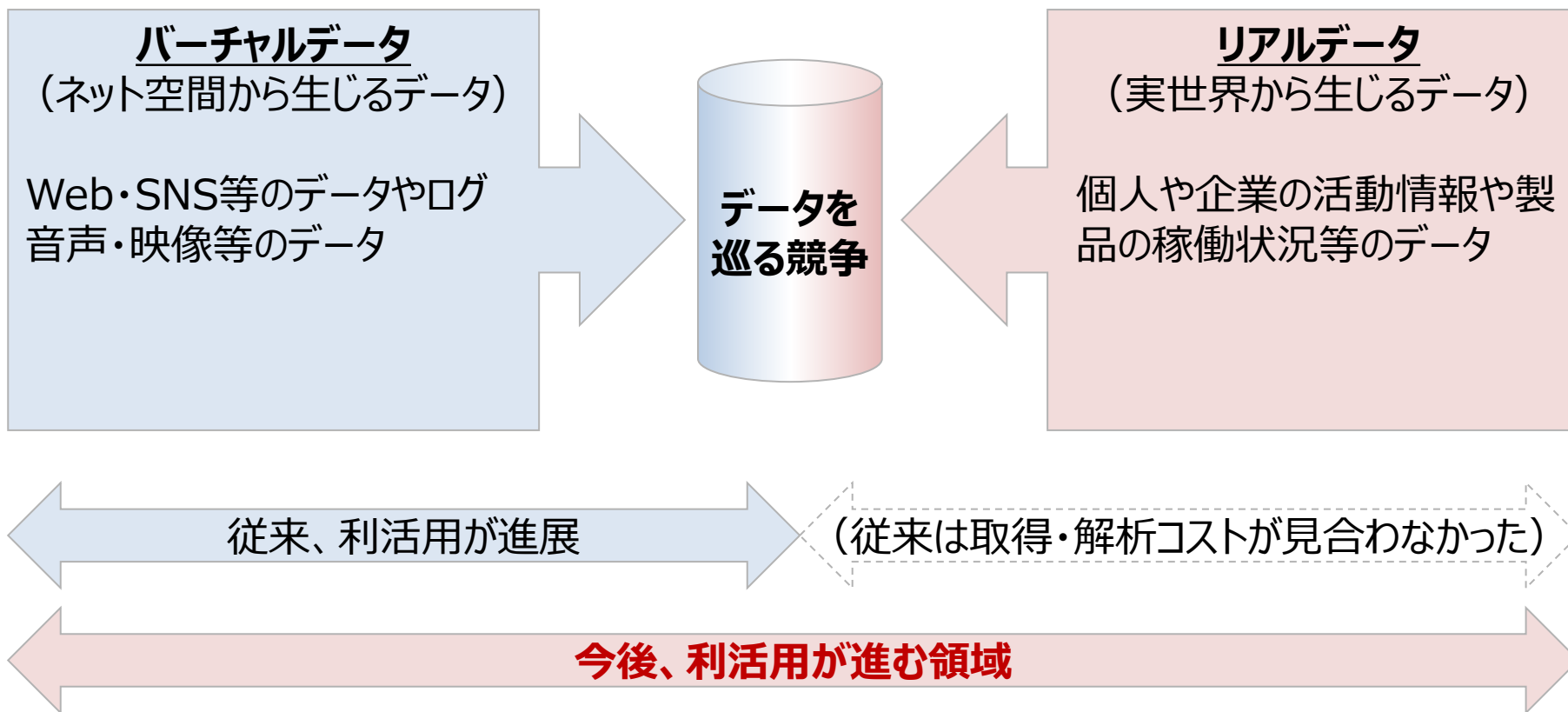
- 企業の壁を越えた協調を図るためにデータを共有し、相互に利活用することで、新たなビジネスの創出や、供給効率の飛躍的向上を実現する成功事例を、スピーディーに生み出せる環境の整備が必要ではないか。
- 「つながる」ために必要な技術、情報、アルゴリズムの第三者への提供促進が必要ではないか。

当面の取組

- 日本の強みを活かせる分野でのリアルデータのプラットフォームの構築
- 企業が連携し、協働してアルゴリズム等の高度化を進めるOSS（オープン・ソース・システム）の推進
- IoT関連技術の国際標準化
- 知的財産の協調利用の促進

(参考) リアルデータを巡る競争

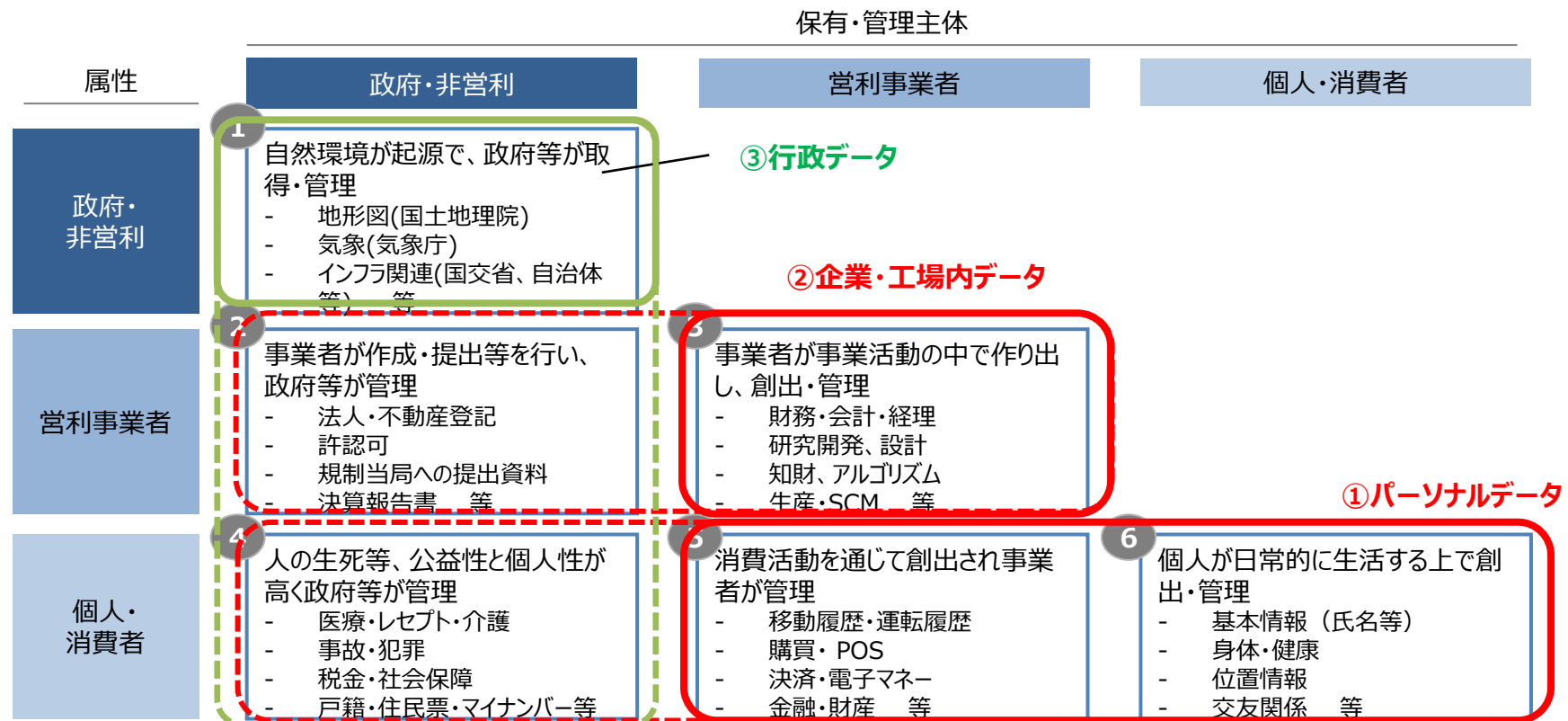
自らが競争力をもつエリアを起点とし、競争力強化のため業種を超えて先進的な取組みを推進。欧米勢のターゲットは現場のリアルデータをいかに集積し利活用するか。



補足) 課題の背景

議論の前提：データの性質

- 利活用（収集・分析・活用）が期待されるデータには、様々なものが存在。「ルール」や「制度」といった観点から特に整理が必要なデータとして、①パーソナルデータ、②企業・工場内データ、③行政データが考えられる。
- 検討にあたっては、無体物であり、他者の利用に対し非排他的である、というデータの特性に留意が必要。

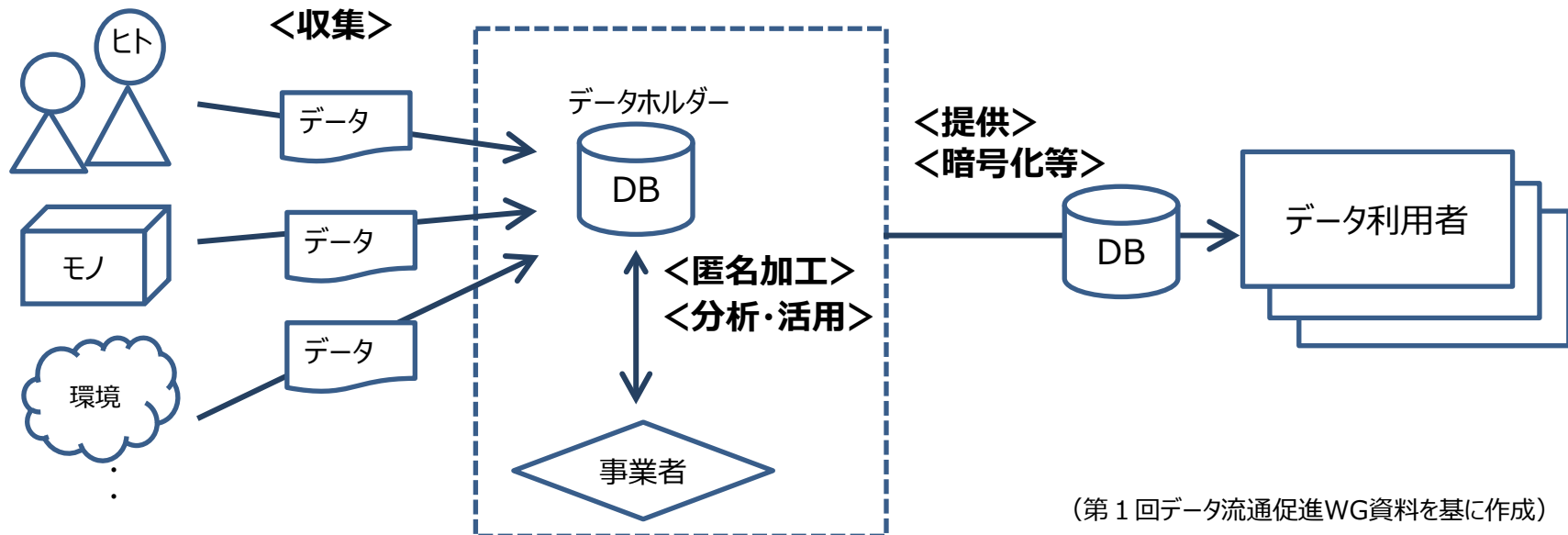


データの流通（収集・分析・加工・提供等）

- データの利活用にあたっては、他者が保有するデータの円滑な流通が重要。
- データ流通の前提として、パーソナルデータについてはデータの匿名性確保等が、企業・工場内データについては、利用にあたっての権利関係の整理が必要となる。

<ポイント>

- データの性質の違いを踏まえた対応：①パーソナルデータ / ②企業・工場内データ
- データ流通の前提条件確保：本人同意・契約、匿名加工、暗号化・信号化 等



(第1回データ流通促進WG資料を基に作成)

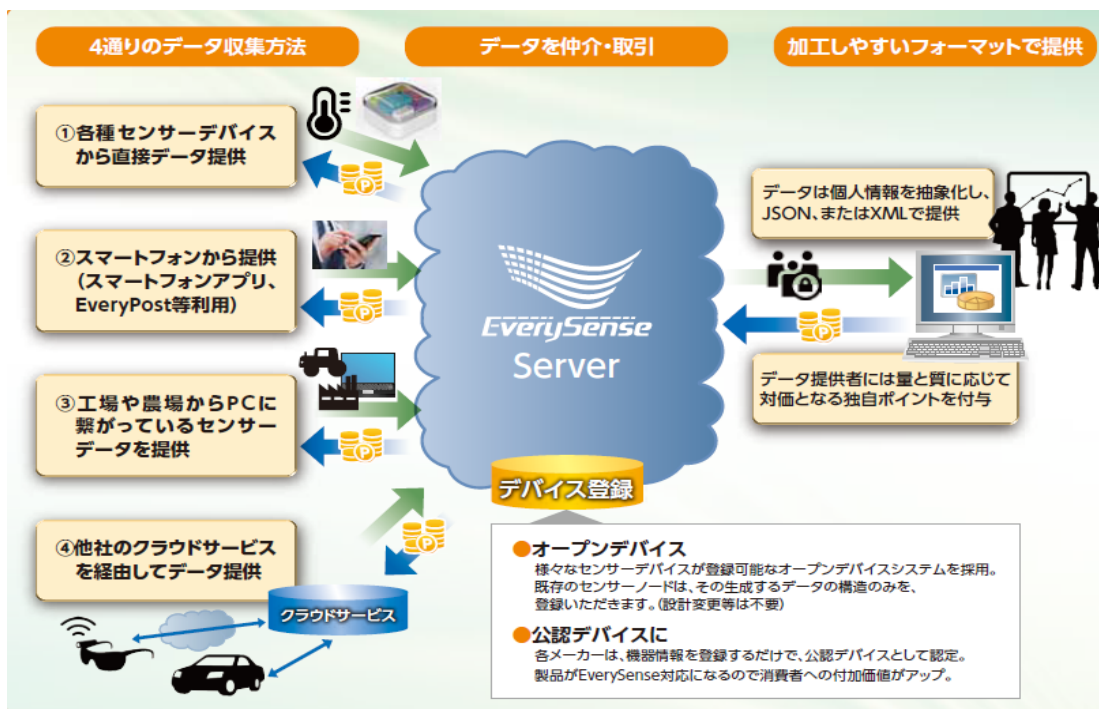
課題 1 : データの流通の促進 (市場作り、相場観の醸成等)

- 他者の権利を侵害しない形でデータ交換を行うためのプラクティスが根付いておらず、データ利活用社会への移行にあたっての障害となっている。
- また、データが囲い込まれたり、単独の利活用に留まったりしており、事業者間でのデータの共有が進んでいない。
- データの共有を促進するためには、データの仲介、流通システムが必要。そのために、適正なデータプラットフォームを制度として整備することも考えられる。

先進的なデータ仲介の取組み例

エブリセンスジャパン株式会社

各種データについて、提供範囲・方針を予め登録することで、利用したい企業と自動的に結びつき、取引が成立する仲介システム。データを簡便に登録でき、対価の有無や個人情報の扱いについても選択可能。対価はポイントで還元される独自の仕組み。



(参考) クレジットカードのデータフォーマットの標準化の取組

- クレジットカード決済のデータフォーマットの標準化がなされていないものが存在するため、事業者間の十分なデータの流通や利活用が進まず。
- そのため、広く関係者にとってメリットのあると考えられる「協調領域」のデータについて標準化を進め、企業のデータ利活用を促す。

例：「加盟店の業種」、「加盟店の所在地」

今後のクレジットカードデータ整備の方向性イメージ

	基礎的な決済データであり、すでに共有されているデータ ⇒既に標準化済み	既に共有されているデータであるが、フォーマットが不揃い ⇒フォーマットの整備が必要	新しく追加が必要なデータであるが、短いデータ、または、セットアップ時に一度追加で対応可 ⇒フォーマットの整備が必要。	新しく追加が必要なデータであるが、長いデータ、取引毎の対応が必要 ⇒クレジットカード決済データでなく、POSデータ等とひもづけて対応。
	容易 ←—————→ 困難			
高度なマーケティングで利用 (競争領域)	・会員の基礎情報 ・購入日時、金額 ・加盟店の基礎情報	・細かな売場情報		・購入商品の詳細
マーケティング分野や公的分野で利用 (協調領域)		・加盟店の業種 ・店名		・加盟店の所在地

課題 2 : データ流通の円滑化 (権利権限関係の整理等)

- ① パーソナルデータについては、欧州を中心として、データ利活用技術の急速な進展に伴い発生してきた課題に対処するため、パーソナルデータを中心に、以下のような議論がなされているところ。
 - (1)忘れられる権利 / (2)プロファイリングを含む自動処理の原則禁止 / (3)データフリーフロー原則における第三国移転制限
- ② 企業・工場内データについては、事前に契約を締結してデータの収集等が行われているものの、どういったデータが、どこに蓄積され、どういった契約に基づき、どのように活用されているか、といった実態が、あまり把握されていない状況。
- データ利活用の実態を踏まえた対応が必要。

<ポイント>

- 国際的議論への配慮
- データに関する契約実態等の把握

(参考) EUにおける対応状況 (データの流通、プライバシー保護)

データの流通

■越境移転規制

EUでは、EU域外に個人データを移転できるのは第三国が十分なレベルの個人データの保護を確保していると欧州委員会が認めた場合に原則として限定されている(現行データ保護指令第25条第1項)。

米国とEUの間では、2000年以降、米国商務省のプライバシー原則を企業が遵守する旨を約束することで、十分なプライバシー保護があるものとして、当該企業に対して越境移転できる制度(セーフハーバー協定)が存在。

スノーデン事件以降、同協定の有効性が疑問視され見直し交渉が続けられていたが、2015年10月に欧州司法裁判所が同協定を無効とする判決を出した。

2016年2月、欧州委員会と米国はデータフローの新フレームワーク(EU-USプライバシーシールド)に合意した。

プライバシー保護

■「個人データ保護規則」案に合意(2015.12)

急速な技術的進歩やグローバル化の進展によって発生してきた課題に対処するため、各国の国内法の整備が必要な「個人データ保護指令」に代わり、規制として直接の効力を持つ「個人データ保護規則」案を、2012年1月に公表。

2015年12月に、欧州委員会・議会・理事会は、規則案に合意。今後、議会や理事会の正式承認等所要の手続を経て、新ルールは2年後に施行される見通し。

忘れられる権利(Right to be forgotten)

収集目的に照らし不要になった場合やデータ主体が同意を撤回した場合に、自らに関する個人データを管理者に削除させるとともに、リンク先の他の管理者に対して、データ主体が削除を要求していることを管理者に通知させる権利

データポータビリティの権利(Right to data portability)

情報主体者が情報管理者によって処理された個人データのコピーを標準的な電磁的フォーマットで取得でき、移転させる権利

主
な
規
制

課題3：利活用とプライバシー保護とのバランス

- 基本的には、データ収集時点において、以下のような手法で権利関係が整理。
 - － ①パーソナルデータ：被計測者による本人同意
 - － ②企業・工場内データ：データの取扱いに関する契約の締結
- ①パーソナルデータについては、その利活用にあたり、個人から本人同意を得ることが多大なコストを要する場合があります、利活用の障害となっている。
- かかる観点から、個人情報保護法が改正されており、特定の個人を識別することができない匿名加工情報について本人の同意なく利用・提供できる制度を導入しており、現在施行に向け準備中。
- また、今後は、分析・解析技術の向上に伴い、今後は、カメラ画像等のデータ利活用が進むと考えられる。利活用とプライバシー保護の、適切なバランスの検討が必要。

<ポイント>

- － 匿名加工制度の運用
- － データ収集のビジネスモデル、データの分析・解析技術
- － データ利活用と保護の適切なバランス

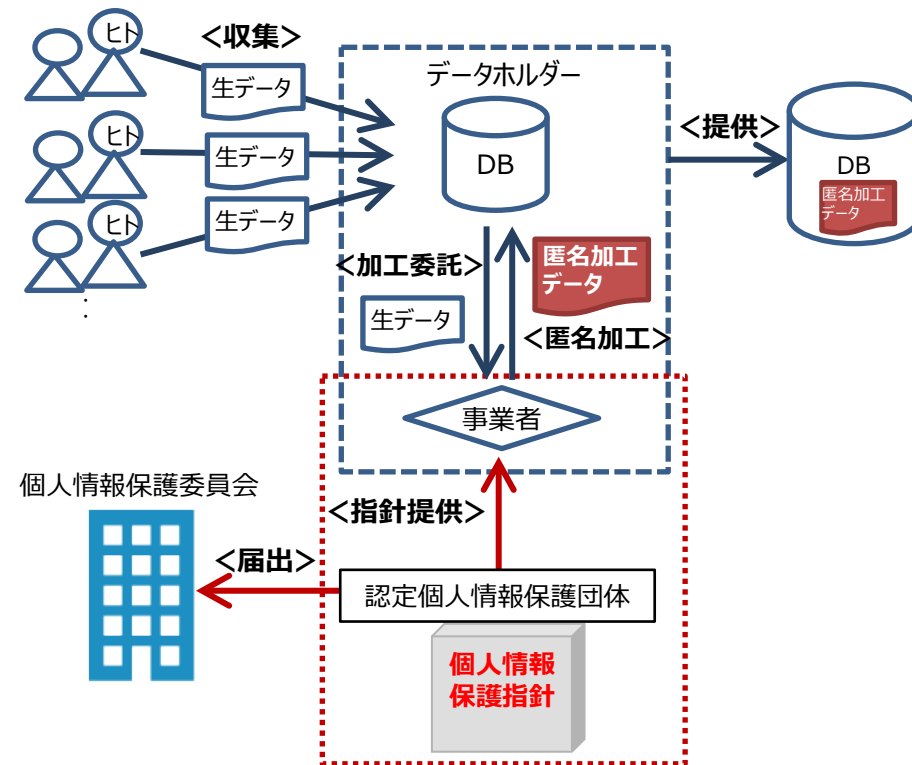
(参考) 改正個人情報保護法

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月3日成立・同月9日公布、公布から2年以内に施行）

<改正個人情報保護法の概要>

<匿名加工情報>

1. 定義の明確化等	個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当） 要配慮情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備 取り扱う個人情報が5,000人分以下の小規模取扱事業者を対象化
2. 適切な規律の下で 個人情報等の有用性を確保	匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備 個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備
3. 個人情報流通の適正を確保（名簿屋対策等）	不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設 本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト提供）の届出、公表等厳格化
4. 個人情報の取扱いのグローバル化	国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備 外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
5. 請求権	本人の開示、訂正及び利用停止等の求めは請求権であることを明確化
6. 個人情報保護委員会の新設及びその権限	個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化



(個人情報保護委員会資料を基に作成)

(参考) 英国の対応

英国「*midata*」

- 英国では、2011年より、消費者が民間企業の持つ自分の個人データに自由にアクセスできるようにし必要に応じ第三者企業に提供できる仕組み「*midata*」プロジェクトを官民協働で実施。

英国：midataの仕組み

midata
対象分野

電力事業者

金融機関
(銀行・クレジット
カード等)

携帯通信事業者

①データ開示要求

②リアルタイム取得 (マシーンリーダブルな形式)

参加者：英国政府、消費者団体、規制当局 (ICO、OfCom、OfGem)、民間企業 (Google、British Gas、Lloyds TSB、O2等)

個人

③データ提供

第三者企業

⑤助言・推薦

④データ分析

課題 4 : 投資のインセンティブの確保

- 企業が自ら投資をして生成した情報について、適切な保護の手段がなければ、これを第三者に二次取得させることにはリスクが伴う。
- データ収集や関連技術への投資インセンティブの確保を図ることが必要。
- なお、データ自身が、契約の締結を通じて実質的な「権利」として機能している場面もある。また、現行法により保護されるケースもある。

<ポイント>

- データ/データベースに係る知的財産制度の整理
- データ収集・分析に関する技術開発をどう促進するか。データ収集・分析に関する企業努力をどう保護するか。

<参考：データ利活用に影響を与える現行制度・ルールの例>

パーソナルデータ	個人情報保護法	・同意取得の在り方 (cf. 不特定多数、利用目的) ・匿名加工の方法・手続 (cf. 他の情報との組合せによる識別の可能性)
	民法	・プライバシー侵害、肖像権侵害 (不法行為)
知的財産	不正競争防止法 (営業秘密) / 著作権法	・データ/データベースの保護
その他	契約のひな形、ガイドライン	

(参考) データ/データベースの保護 各国制度比較

	EU	米国	日本
データ (データベース)	<p>①営業秘密とし保護 (営業秘密の保護に関する指令案 2013/11/28)</p> <p>②不正アクセス・傍受の禁止 (欧州サイバー犯罪条約)</p>	<p>①営業秘密として各州法による保護 (Uniform Trade Secrets Act (統一営業秘密保護法) に基づく)</p> <p>②経済スパイ法 (Economic Espionage Act連邦法) による保護</p> <p>③コンピュータ詐欺及び濫用法 (Computer Fraud and Abuse Act 連邦法) による保護 (データ取得のためのコンピュータへの無権限でのアクセス禁止)</p>	<p>①営業秘密としての不正競争防止法による保護</p> <p>②不正アクセス禁止法による保護 (コンピュータへの不正アクセスの禁止)</p>
データベース	<p>創作性なし</p> <p>Sui generis right (特別権) (Directive/96/9) 内容: データベースのコンテンツの実質的な部分を抽出する行為及び/又は再利用する行為を禁止する権利 保護期間: データベースの作成完了日から15年</p>	<p>④各州法による保護 (unfair competition laws)</p> <p>*1991年Feist最高裁判決で、「額に汗の法理」(sweat of the brow) が明確に否定され、編集著作物としての保護が否定。</p>	<p>③民法による保護 (不法行為)</p> <p>・翼システム事件 (東京地判H14・3・28)</p> <p>・読売オンライン事件 (知財高判H17・10・6)</p>
	<p>創作性あり</p> <p>著作権法による保護 (データベースの著作物)</p>	<p>著作権法による保護 (編集著作物)</p>	<p>著作権法による保護 (データベースの著作物)</p>

課題5：「つながる」ための相互利活用の促進

- IoT時代においては、企業や工場同士がつながることで、その効率をより高める。データや技術・システムを相互に利活用し、“つながる”ことが、競争力の源泉となり、新たな事業の創出につながる。
- こうした企業等が協調してつながり、情報や技術などを相互に利活用を進めていくことを、産学官が連携して推進していくことが期待される。このため、促進策の充実や、戦略的な規格・標準づくり、更には、必要に応じた新たな制度づくり等が求められる。

<ポイント>

- OSS（オープン・ソース・システム）の推進
- IoTの国際標準化
- 企業における知的財産の協調利用の促進

(参考) IoT関連の特許取得状況 (米国)

IoTに関わる米国の取得特許と出願特許状況の概要

ポートフォリオ	IoTの特許	モノの特許	ネットワーキングの特許	ビッグデータの特許	IaaS,PaaS,SaaSの特許	アナリティクスの特許	自社のポートフォリオに占める比率
IBM	12077	571	631	4744	7912	877	20%
マイクロソフト	10037	962	923	3370	6264	630	26%
サムスン	7317	400	3493	1692	3377	68	12%
ノキア/アルカテル・ルーセント	6791	463	4302	1300	2146	130	25% -
グーグル	5866	914	1892	1496	2461	273	27%
インテル	5777	475	1875	1712	2866	140	19%
オラクル	4209	46	243	1789	2937	188	30%
アップル	3608	858	1305	616	1434	66	21%
NEC	2494	109	1457	686	760	63	20%

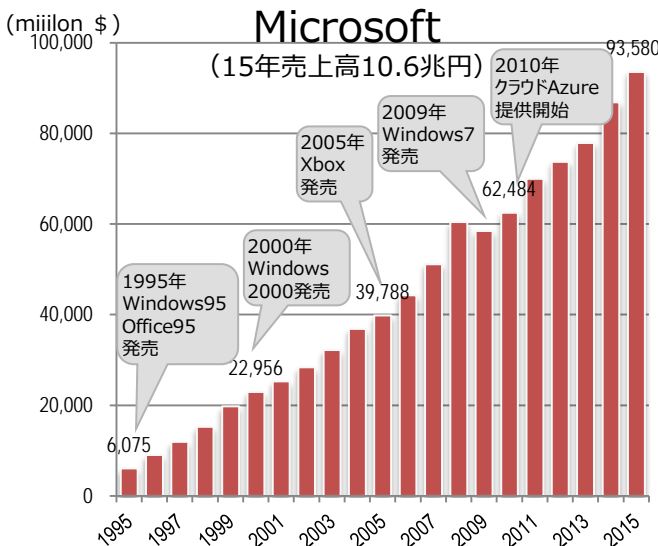
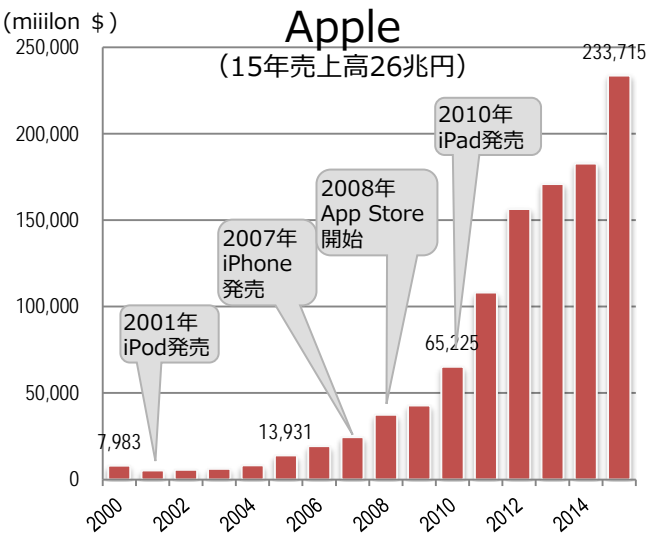
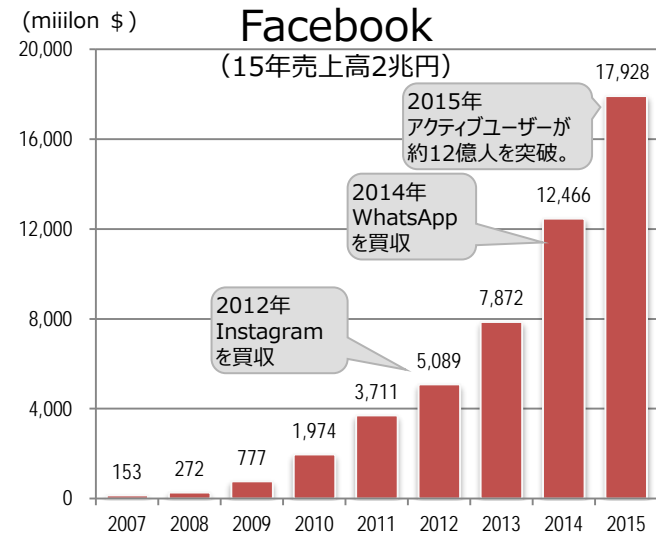
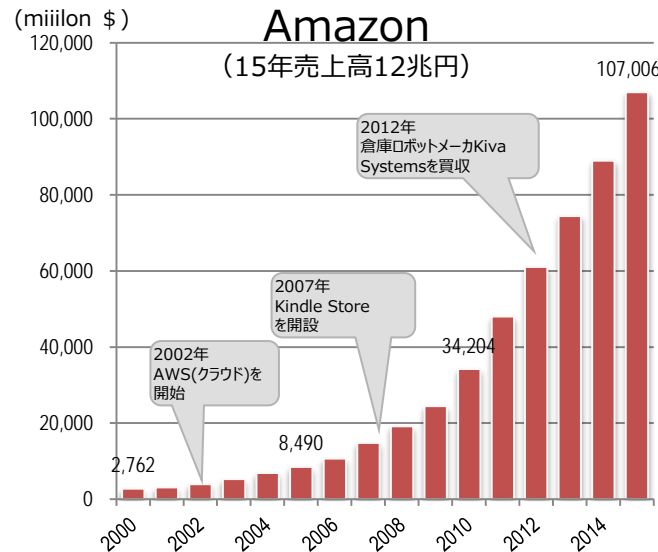
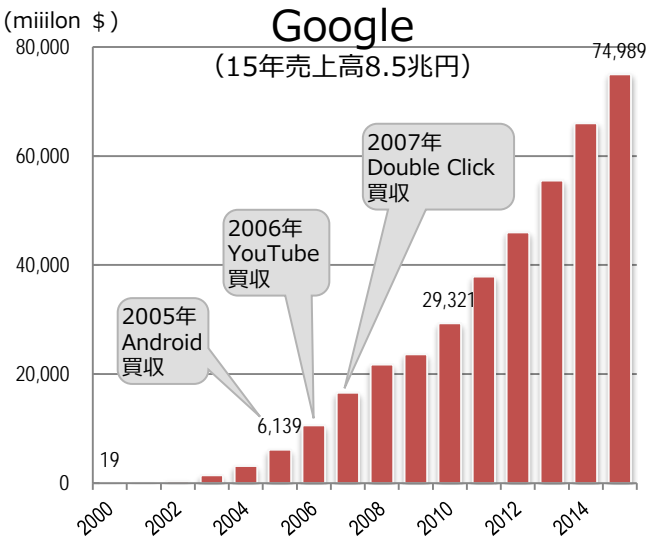
出典：Intellectual Asset Management (日本版) 2015年11月号 p.28より作成

Ⅱ. 競争政策について

- ① 新たに現れているプラットフォームの特徴は何か。(今までのリーディングカンパニーと何が違うか。)
- ② どのような政策的対応が求められるか。海外では、どのような取り組みがなされているか。
- ③ その中で、競争政策上、新たな検討が求められる論点はあるか。
 - 1) 特に、現行の法制度で、プラットフォームに対応できている部分、対応しきれていない部分を明らかにし、執行・運用で対応すべき点について、検討すべきではないか。
 - 2) また、既存の法制度が有効に機能しない・しにくい部分については、新たな政策措置の要否を検討する必要があるのではないか。

デジタル・プラットフォームの台頭

- デジタル市場で急成長を遂げた巨大企業が誕生。



世界時価総額ランキング (16年2月末時点)

順位	企業名	時価総額 (10億\$)	国名
1	アップル	536	米国
2	アルファベット (Google)	487	米国
3	マイクロソフト	402	米国
4	エクソン・モービル	333	米国
5	バークシャー・ハサウェイ	332	米国
6	フェイスブック	304	米国
7	ジョンソン&ジョンソン	290	米国
8	GE	272	米国
9	アマゾン	260	米国
10	ウェルズ・ファースト	238	米国
11	AT&T	227	米国
12	チャイナ・モバイル	219	香港
13	ロシュ	218	スイス
14	P&G	217	米国
15	ネスレ	215	スイス
16	ウォルマート	212	米国
17	ペライゾン	207	米国
18	JPモルガン・チェース	207	米国
19	コカコーラ	187	米国
20	ファイザー	183	米国
...
26	トヨタ	164	日本

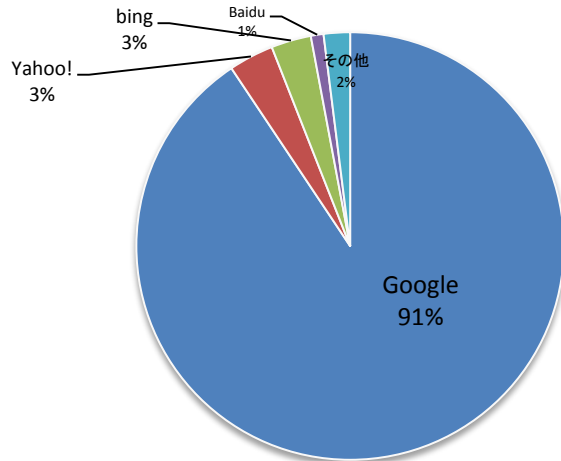
(グラフ出典) Tomson Oneより経産省作成

※1ドル : 113円(3/25中心相場)換算

デジタル・プラットフォーマーの市場シェア

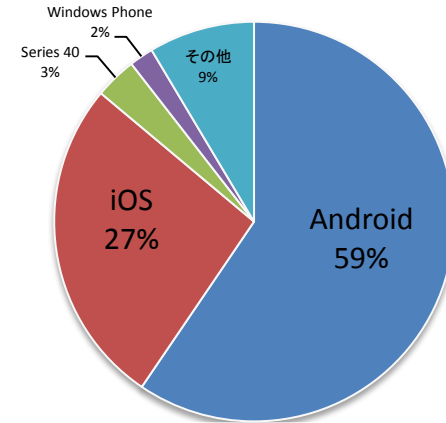
- これらの巨大企業は、それぞれの分野で圧倒的な市場シェア。

世界の検索エンジンシェア(2015年)



(出典) StatCounter

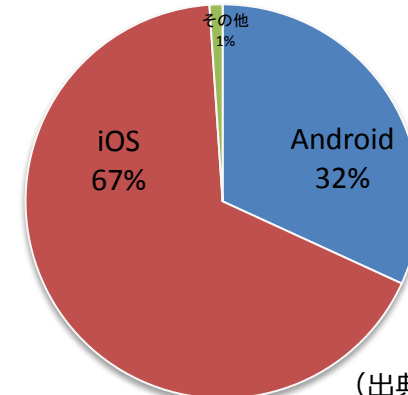
世界のスマートフォンOSシェア(2015年)



主な電子商取引事業者の売上(2015年)

企業名	売上高(million \$)	円換算(1ドル113円)
Amazon(米)	107,006	12.1兆円
JD.com(中)	27,985	3.2兆円
Alibaba(中)	12,293	1.4兆円
eBay(米)	8,592	0.97兆円
楽天(日)	0.71兆円	

日本のスマートフォンOSシェア(2015年)



(出典) StatCounter

デジタル経済の特徴

- デジタル経済は、一般的に、以下のような特徴を有する。

技術的な特徴

ゼロに近い限界費用・低い固定費用

安価な輸送コスト

複製の容易性

ビジネスモデルの特徴

ユーザーとの双方向性

ネットワーク効果

スイッチング・コスト

生じている現象

変化の早さ

先発者の優位性

変動の大きさ

ネットの支配をめぐる政府・企業の争い

- 消費者が製品の限界費用だけしか支払わない経済こそ最も効率的。**限界費用が急速にゼロに近づけば、企業は投資収益と十分な利益が確保できない。**業界大手は、市場優位性を得て、**独占的支配力を確保し、限界費用より高い価格で買わせようとするだろう。**
- 以下の状況となった場合、何を意味するか。
 - ✓ グーグルの検索エンジンが人類史で蓄積された集合知を統制
 - ✓ フェイスブックがバーチャルな公共広場の唯一の監督者、10億人の社会生活をつなぐ
 - ✓ ツイッターが全人類のよもやま話の独占的な通信経路
 - ✓ イーベイが世界のオークション市場を取り仕切る唯一の存在
 - ✓ アマゾンがほとんど誰もがオンラインショッピングならここと決めるバーチャルな市場
- インターネット時代のほぼ最初から参入し、優れたアイデアを活かして、**ごくわずかな投資で業界大手を斥けることができたが、今日それをするのははるかに困難なのが現実。**
- グーグルやフェイスブック、ツイッター、イーベイ、アマゾンなどは、**ユーザー基盤を拡張し、同時に何層もの知的財産権に守られた突破不可能の囲いを作るのに、何十億ドルを投資。**すべては、彼らとその誕生に貢献したグローバルなソーシャルコモンズから利益を得るように設計。
- **広範な社会的領域を手中に収めている企業が、何らかの規制による制約を受けずに済むことは、まずありえない。**反トラスト法による措置か、または、**適切な規制・監督の下に運営されるグローバルな社会的公益企業として扱われるかのいずれか。**どんな監督をどこまでするかは、まだ議論の余地が非常に大きな問題。

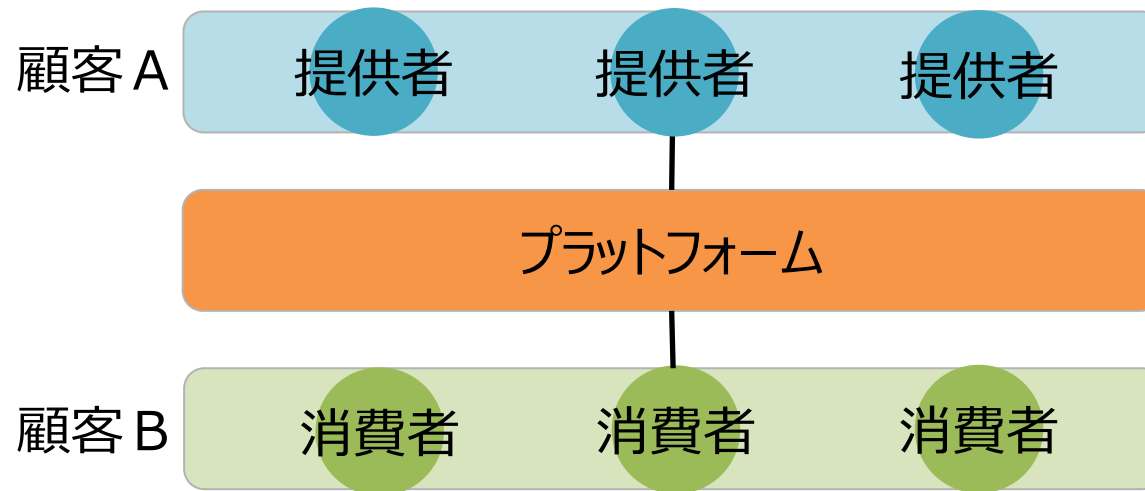
双方向性市場

- プラットフォーマーの特徴は、プラットフォームに関連している市場が複数の顧客が双方向で影響を与える「双方向性市場(または多面的市場)」であることが多い。

＜「EUデジタル単一市場戦略」におけるプラットフォームの説明＞

「プラットフォームとは、別々だが相互依存している利用者のグループ（2つないしそれ以上）間で相互作用を起こすことで価値を創り出すために、インターネットを利用して両面的（多面的）市場において動作している事業をさす」

双方向性市場のイメージ



参考文献：川濱、大橋、玉田「モバイル産業論」2010.3（東京大学出版会）

玉田、石田ほか「プラットフォーム競争と垂直制限」2009.3（公正取引委員会競争政策研究センター）

経済産業省「プラットフォーム関連事業に関する競争評価研究」2013.3

ネットワーク効果

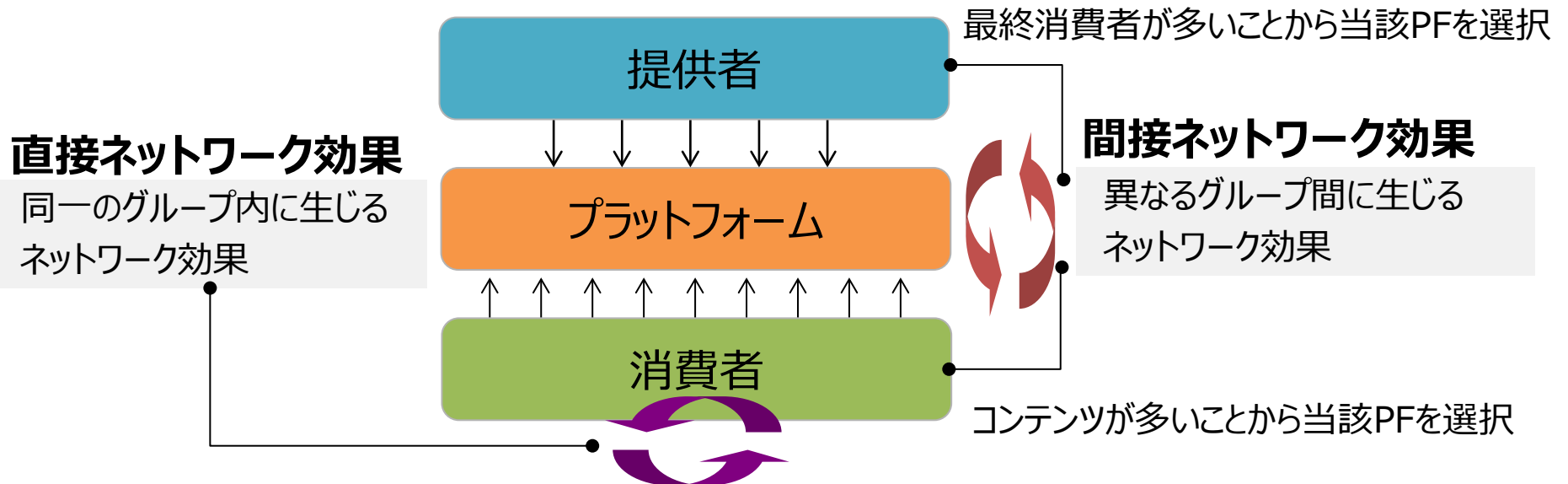
- プラットフォームは、その財・サービスの利用者が増えるにつれて、財・サービスの価値が増加するような「ネットワーク効果（ネットワーク外部性）」¹⁾という特徴を有することも多い。
- ネットワーク効果には、同一グループ内で生じる「直接ネットワーク効果」と異なるグループ間で生じる「間接ネットワーク効果」がある。

<直接ネットワーク効果の例：電話の場合>

電話の加入者が増えるほど、通話できる相手先が増え、利用者の便益が増加する。

<間接ネットワーク効果の例：ゲームの場合>

消費者は多くの種類のゲームが提供されているプラットフォームを選び、ゲーム会社は会員（消費者）が多いプラットフォームにゲームを提供する。寡占化が進むとプラットフォームは両サイドに対して市場支配力をもち、両市場をコントロールする。



注) 1.川濱、大橋、玉田 (2010) 『モバイル産業論』,p106.

スイッチングコスト

- プラットフォーマーは、スイッチングコストによって、ユーザーのサービス乗換を制約。

- スwitchingコスト：個々のユーザーにとって、サプライヤーを変更することにより生じるコスト
- 価格設定：理念的に、プラットフォームは1単位あたりの費用にスイッチングコストを上乗せした価格を設定可能
- 既存PFの価格設定の優位性：長期的に得られる利益（スイッチングコスト含む）を見込み、割引価格を設定することも可能

スイッチングコストと各社のビジネスモデル

- Facebook

- 利用者は仲間との交流を楽しむ
- 広告主は、利用者の存在から利益を享受する
- Facebookにとっての課題は、**利用者の stickiness**をいかに高めるかということである

- Google

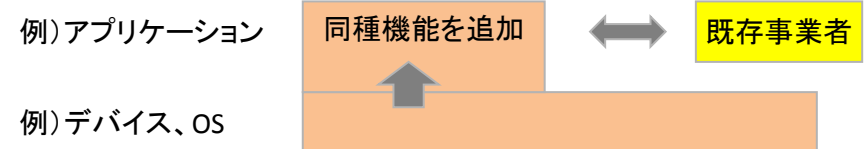
- 利用者は検索の質に関心がある
- **stickiness**は検索結果の質や、おそらく、スイッチングコストから生じる
- **stickiness**は、技術的優位性やデータへのアクセスにもよる

(注釈) stickiness：「利用者が他のサービスになかなか移らないこと」

(資料) ジャック・クレメール (2014) 公正取引委員会 - 第11回国際シンポジウム「デジタルエコノミーにおける競争政策」(2014年3月14日)より作成。

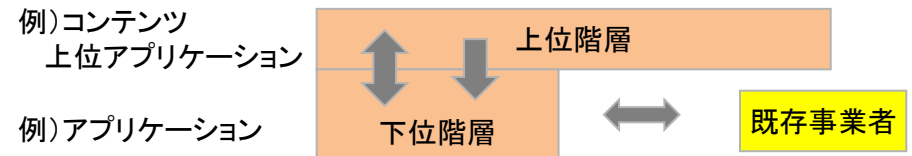
プラットフォームの**囲い込み**戦略

- 上位階層のアプリケーションの追加



※Microsoft社のWindows Media Player (対 Real Networks) やSilverlight (対AdobeFlash) にみられる動き。

- 上位階層との連携、下位階層への参入

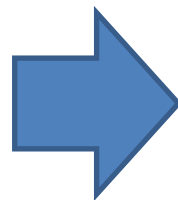


※Apple社のiTunes Store – iTunes、Google社のGmail – Chromeの垂直的な階層関係にみられる動き。

(資料) 釜池聡太 (2011) 「ソフトウェア市場におけるplatform envelopmentの研究」所収『経営情報学会 全国研究発表大会要旨集』より作成。

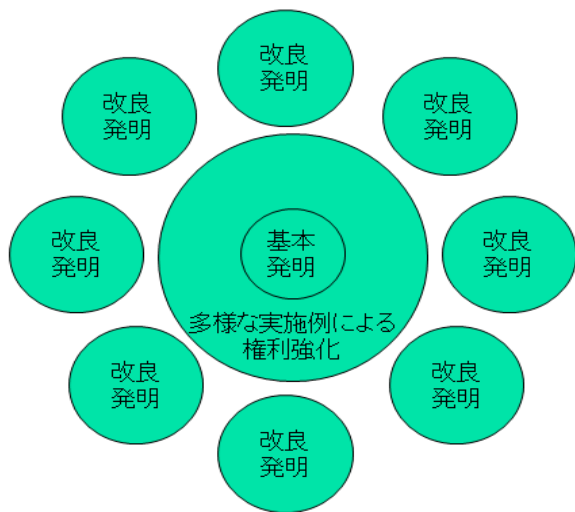
オープンイノベーション環境での知的財産権の役割の変化

知的財産権
= 独占排他権
(proprietaryな活用)

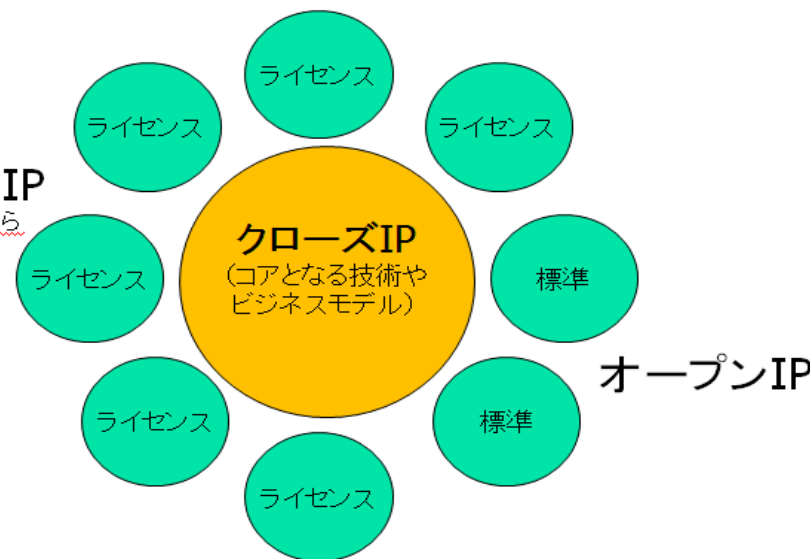


独占排他権+ライセンス

→他社をコントロールする
手段として活用



オープンIP
(差別化につながらない改良技術、
関連技術等)

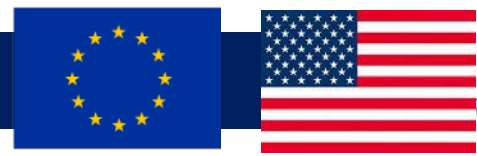


(参考) IBMの知的財産管理・戦略

- 知的財産は基本的にIBM Corp. (US)が集中管理
 - 「知的財産の傘」による子会社・関連会社の保護と徹底したポートフォリオ管理による積極的な権利活用
- Freedom of Action重視からOpen License Policy重視へ(1993年頃)
- OSS (特にLinux) への積極的関与
 - OIN (Open Invention Network) への特許提供
- エコパテントコモンズ
 - 所定条件下で環境関連特許を無償提供
- US Patent No.1 のポジション

デジタルプラットフォームに関する考察

- インターネット上の二面(または多面)市場においてはネットワーク効果がより強く働く。
- デジタル財を取り扱うプラットフォームでは、急速な市場の独占化が達成されやすい。
 - 輸送コストが通信費のみであり、限界費用が小さい
 - インターネット上のあらゆる人を消費者とできる
 - 複製が容易であるため在庫リスクがない(規模の経済が働きやすい)
- プラットフォームの交渉力の源泉
 - マーケット規模が大きい
 - 消費者に提供できる情報を取捨選択できる
 - 消費者の情報(ビッグデータ)を獲得・蓄積し、商品やサービスの改善が可能
- 新規参入者あるいは中小規模者の不利な面
 - 認知度 → 検索結果・ランキングに左右される
 - 決裁の仕組み
 - プラットフォーム間の移動の難しさ(スイッチングコストがかかる)



- プラットフォーマーに対する審査や正式な調査を開始する例が増加している。
- 例えば企業結合審査において、競争法の観点からプラットフォームの特性について議論が及ぶ事例が散見される。
- このような動きを受け、独占禁止法による規制の観点から、プラットフォームの特性や、プラットフォームの行為が与える競争への影響等についての議論が活発化している。

欧米及び日本の独禁法当局の動き



EU

- Googleの検索エンジンに対する調査（2010.11-）
- Googleショッピングに対する異議告知書の送付（2015.4）
- Googleの 안드로이드に対する調査（2015.4）
- Amazonの出版社との契約に対する調査の開始（2015.6）
- Appleほか出版社のカルテル(2012)
- Facebook/WhatsAppの結合（2014.10）

米国

- Googleの検索エンジンへの調査（2012-2013）
- Googleの 안드로이드に対する調査（2015.9）
- Appleに対する調査の検討（2015.7）
- Google/Double Click事案（2007.12）
- Facebook/WhatsAppの結合（2014.10）

日本

- マイクロソフトのウィンドウズのOEM販売契約に係る拘束条件付取引（2004）
- クアルコムがCDMA携帯無線通信に係る知的財産権のライセンス契約による拘束条件付取引（2009）
- DeNAの特定ソーシャルゲーム提供事業者に対する取引妨害排除（2011）

取引における論点の例

(欧米等で言及されている論点)

- 最恵国待遇条項 (MFN条項、Most Favored Nation clause)
MFN条項が契約書に含まれているため、他のプラットフォームよりも有利な条件で取引するように求められているのではないか。
- 決済手段の制約
プラットフォーム経由でダウンロードしたコンテンツやアプリの課金について、決済システムの選択肢が制限されているのではないか。
- 準拠法・裁判管轄
準拠法や裁判管轄について、プラットフォーム側に有利な外国法の適用や外国裁判所の専属管轄を、交渉の余地なく、契約条項として盛り込まれているのではないか。

(執行上の論点)

- 秘密保持契約 (NDA, Non-Disclosure Agreement)
取引の内容にたとえ不満や懸念があったとしても、慣習として不必要に広い内容についてNDAを締結させられることにより、取引実態が不明になっているのではないか。

当面の対応：第四次産業革命に向けた横断的的制度研究会

- デジタル技術の進展、新たなビジネスモデルの登場、付加価値の源泉の変化、産業構造の変革の可能性などを踏まえ、新しい産業構造に向けて、競争政策、知財政策などの横断的な制度に関する現状と課題、今後の対応等について検討。

検討テーマ

1. デジタル市場の特徴
2. 海外における制度的な対応の動向
3. 横断的の制度の現状と課題 等
 - － 競争政策
 - － 知的財産
 - － データ、プライバシー保護
 - － その他の横断的の制度
 - － 越境問題

委員名簿

【平成28年3月時点(敬称略)】

大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授<座長>
上野 博	一般社団法人音楽制作者連盟常務理事
華頂 尚隆	一般社団法人日本映画制作者連盟事務局長
加藤 浩一郎	金沢工業大学大学院工学研究科教授
川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科教授
田中 辰雄	慶應義塾大学経済学部准教授
根本 勝則	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
福井 健策	骨董通り法律事務所弁護士
三好 豊	森・濱田松本法律事務所弁護士
本村 陽一	産業技術総合研究所人工知能研究センター副研究センター長
森 亮二	英知法律事務所弁護士
矢嶋 雅子	西村あさひ法律事務所弁護士
柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
山本 裕彦	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、 移動通信委員会委員長
渡部 俊也	東京大学政策ビジョン研究センター教授

(オブザーバー) 公正取引委員会、知的財産戦略推進事務局
(事務局) 経済産業政策局産業組織課、知的財産政策室、競争環境整備室

当面の対応：公取委・経産省の共同ヒアリング調査

1. 調査の趣旨

オンライン関連事業に係る競争環境を多角的・総合的に把握するため、公正取引委員会と経済産業省は共同でヒアリング調査を実施。

取引実態の把握を通じて、成長著しい新たな事業分野であるデジタル市場の健全な発展を推進するための政策的検討に活用することとする。

2. ヒアリング対象

オンラインに関連する事業（例：電子商取引（コンテンツ関係含む。）、電子機器製造等を営む者

3. スケジュール

平成28年2月以降4月前半までを目処に、随時調査を実施

- **デジタルプラットフォーマーは、ネットワーク効果、限界費用の低さ、複製の容易さなどにより、急速に市場を独占するとともに、スイッチングコストの高さなどから、その競争優位が固定される可能性がある。**
- **欧米の独禁当局は、デジタルプラットフォーマーに対する審査や正式な調査等を開始。具体的には、**
 - ✓ **検索結果の誘導、自社サービスのプレインストール、他社と同様の優遇条件の提供要請などについて、競争制限的な行為に該当するか否かが議論・検討。**
 - ✓ **企業結合審査にて、「データの大きさ」が議論・検討された事例あり。**
- **また、準拠法や裁判管轄、秘密保持契約など、契約当事者間の争いや法執行に関わる論点も存在。**
- **こうしたことを踏まえて、関係府省とも連携し、実態把握を進め、論点・課題を精査し、我が国における取組を検討すべきではないか。**
- **また、我が国における取り組みとして、競争政策以外の観点も含めて、新たな手当が求められる制度がないか、広く検討すべきではないか。**

Ⅲ. 越境取引・域外適用について

インターネット上の知財侵害の深刻化

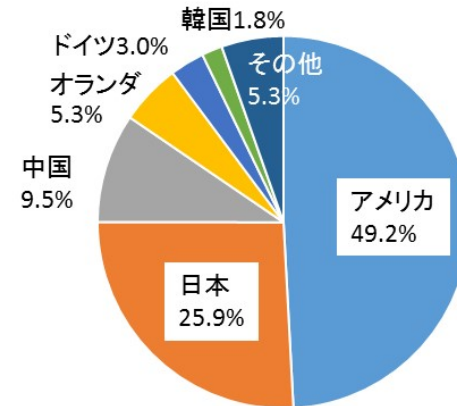
- 音楽やアニメ、ドラマなどコンテンツのデジタル化、インターネットやクラウドなど流通技術の発達に伴い、知財制度上保護されている情報のインターネット上での不正流通は急増。
- 近年は、広告収入等を目的とした営利追求型が増加していると言われている。
- 違法コンテンツを提供するためのサーバーを国外に設置するなど、国を基本とした従来の知財制度では対応が難しい事例が顕在化。

違法音楽ファイル削除要請件数の推移



出典：著作権保護・促進センターの活動について
(コピーライト653号(2015年9月))を基に作成

リーチサイト(*)のサーバ設置国毎の割合



※ 違法コンテンツを含むサイトへのアクセスを容易化するサイトのこと。
本調査では、自動検索技術により抽出した571サイトについて分類

出典：電気通信大学「リーチサイトにおける知的財産侵害
実態調査(2012年3月)」を基に作成

- 音楽ファイル(動画サイト、ストレージサイト、携帯サイトから提供されるもの)について、違法ファイルの削除要請件数は、2009年の8万件から2014年には92万件と10倍以上に増加。
- 特にこの2年で3倍と急増。

- リーチサイトについて、サーバーを日本国外に設置するケースは全体のおよそ3/4を占める。

国境を超えた紛争への対応（行政法）

- 「行為地」が不明確

- ✓ インターネット上の侵害は、掲載地（侵害者）、発信地（海外サーバ）、受信地（ユーザ）等が存在

- 行為主体が複数（侵害主体）

- ✓ インターネット上でのシステム保有者、サービス提供者、ユーザ等の複数関与による特許権侵害の場合の管轄、準拠法の問題

- 執行可能性

- ✓ 外国執行機関による執行

国境を越えた紛争への対応(民事)

	契約上の紛争 (債務不履行)	契約外の紛争 (不法行為)
準拠法	契約条項（準拠法合意）に従う	「結果発生地」の法に従う 但し、結果発生が通常予見できなかった場合は行為地法（法の適用に関する準則法17条）
	外国法によるべき場合において、その規定の適用が公の秩序又は善良の風俗に反するとき は、これを適用しない。（法の適用に関する準則法42条）	
裁判管轄	契約条項（合意管轄）に従う （多くは仲裁・調停を選択） *合意管轄は「一定の法律関係に 基づく訴えに関する合意」でなければ ならない（東京地判平28・2・16）	日本裁判所の管轄権： 「不法行為地」が日本の場合 ①加害行為地が日本 ②加害行為地が外国でも、日本国内で結果が 発生し、結果発生が通常予見できた場合（民訴 法3条の3第8号）
執行管轄	各国の執行機関による承認・執行 （判決）外国判決の承認 （仲裁）ニューヨーク条約等	各国の執行機関による承認・執行 （判決）外国判決の承認

(参考) 国際裁判管轄に関する判決 (東京地判平28・2・16)

- アップルの債務不履行や不法行為で損害を受けたとして、部品サプライヤーの島野製作所が賠償を求めて東京地裁に提訴。
- アップル・島野製作所間の契約では、「あらゆる紛争解決はカリフォルニアの裁判所で行う」と定めていることから、アップルは日本での提訴は無効と主張。
- 島野製作所は、改正民事訴訟法で「あらゆる紛争を対象とした裁判管轄の合意は無効」という定めを根拠に、損害賠償の審理に先立ち、国際裁判管轄を争っていた。
- 当該裁判管轄の争いに対して、東京地裁は2016年2月に「改正民訴法の定めは遡及しないが、両社の裁判管轄の契約合意は、条理上要求されるものであると認められず無効」と判断。

民事訴訟法

(管轄権に関する合意) (※)

第三条の七 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。

3～6 (略)

(※ 2011年の民事訴訟法改正で創設)

	島野製作所の主張	アップルの主張
民訴法	<ul style="list-style-type: none"> □契約条項はあらゆる紛争を無限定に対象としており、「一定の法律関係に基づく訴え」ではないことから、民訴法違反。 □民訴法が適用されないとしても、条理上、国際裁判管轄合意は一定の法律関係に限定しなければ無効。 	<ul style="list-style-type: none"> □契約を締結したのは国際裁判管轄の規定が盛り込まれた民訴法改正以前であり、民事訴訟法第3条の7第2項は適用されない。
公序良俗	<ul style="list-style-type: none"> ・独禁法上の優越的地位の濫用に当たるような場合には、取引上劣後する当事者に不利な管轄合意は、公序良俗に反し無効。 ・アップルの本店所在地であること以外に米国が裁判管轄になる理由がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結時点で、優越的地位にあったのはむしろ島野製作所であり、供給を止められてしまうと深刻な打撃を受ける。契約締結後の事情は無関係。 ・個別の契約条項がどちらに有利かという点を取り上げて、交渉上の地位の濫用の有無を推認することはできない。

国境を越えた紛争への対応(行政法)

- 独占禁止法では、域外適用の根拠規定はないものの、海外法人への法適用は解釈上可能。
- 通知や処分の命令等も、相手方が外国のみに所在する場合でも、公示送達により、手続きの進行は可能。
- 他方、海外法人に対する調査を、他国で執行することは事実上困難。

排除措置命令の処分(又は勧告)の名宛人が海外法人の事例

※課徴金納付命令は別

不公正な取引方法	マイクロソフト事件	2004	マイクロソフト・コーポレーション	米国
	クアルコム事件	2009	クアルコム・インコーポレイテッド	米国
不当な取引制限(カルテル)	マリンホース事件	2008	ダンロップ・オイル・アンド・マリーン・リミテッド	英国
			トレルボーグ・インダストリーズ・エスエイエス	仏
			パーカー・アイティーアール・エスアールエル	伊
			マヌーリ・ラバー・インダストリーズ・エスペアー	伊
	テレビ用ブラウン管事件	2009	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッド	韓国

(参考) 競争政策に係る国際協力の推進

- 我が国は、米・EU・加と情報交換・国際礼譲等を内容とする独占禁止協力協定を締結。
- 13カ国とのEPAにおいて競争章を設け、情報交換などの、各国がそれぞれ自国の競争法を円滑に執行するための協力を図っている。
- 公正取引委員会は、中・豪・韓・伯・日・越の競争当局との間に競争に関する覚書(MOU)を締結。 ※台湾とは、(公財)交流協会と亜東関係協会との間の覚書。

	米国	EC	カナダ	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ASEAN
独占禁止協力協定	○	○	○							
EPA競争章				○	○	○	○	○	○	○
MOU										
	フィリピン	スイス	ベトナム	インド	ペルー	オーストラリア	中国	韓国	ブラジル	台湾
独占禁止協力協定										
EPA競争章	○	○	○	○	○	○				
MOU	○ (司法省)		○ (競争庁)			○ (競争・消費者委員会)	○ (発展改革委員会)	○ (公正取引委員会)	○ (経済擁護行政委員会)	※ (公財)交流協会と亜東関係協会の間

IV. 参考資料

参考1) データ流通の課題への取組事例

データ流通の課題への取組事例

- データ流通における課題への対応として、様々な取組が行われている。

方向性	取組例
データを巡る権利関係の整理・明確化	契約ガイドライン、契約雛形・モデル条項の作成等
	営業秘密等保護のあり方の検討、法整備
個人情報保護法・プライバシー問題のクリアランス	匿名加工情報の適正な加工基準の策定
	リスクアセスメント手法の策定
	個人情報保護法の特例、集めないビッグデータ、データ・ポータビリティ
	適正な本人同意取得のためのガイドライン
データ取引の仲介の促進	IoT推進ラボにおいてプラットフォームの支援
	代理機関、情報信託制度
	取引の標準化、データフォーマットの規格標準化
	データの安全管理に関する認証
利活用に向けた相場観の醸成	国・自治体のオープンデータ化
	データ流通促進WGでのお墨付き、成功事例の見える化

(参考) データ流通を巡る動き① - データ駆動型イノベーション -

STEP 1

協議会設立

平成26年6月設立

データ駆動型イノベーション（DDI）創出戦略協議会

- ◆企業が壁を超えてデータを共有・活用し、新たな付加価値を生む取組
- ◆“データ駆動型イノベーション”に焦点を当てる取組の第一歩として協議会を設立
- ◆業種・組織を超えたデータの利活用に対し、賛同する事業者や有識者の交流、情報交換の場とすることで、各種課題の解決やユースケースの創出を図る

STEP 2

データ流通マッチング

平成27年4月開始

データ利活用によるユースケース創出の実証

- ◆データ概要情報を用いた新事業アイデア発想手法により、他組織・他分野間のデータ利活用による新ビジネス創出を図る
- ◆データ公開に対するハードルを下げ、データの共有を活性化させるため、データそのものではなく、データジャケット(データの概要や一部の変数名を書き込んだ名刺程度の情報)を用いた実証を実施

STEP 3

ガイドライン作成

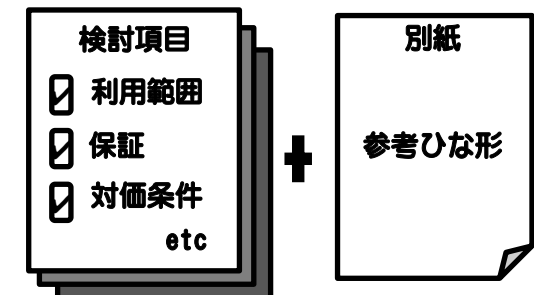
平成27年10月公表

◆目的

- ・データに関する取引における事業者の契約交渉労力の軽減
- ・取引開始後の予期せぬトラブルの抑止

◆概要

- ・データに関する取引に係る契約の検討項目と参考ひな形で構成
- ・検討項目では、「データの利用範囲」、「保証」、「対価条件」等、データに関する取引に係る契約において留意すべきポイントを整理



(参考) データ流通を巡る動き② -匿名加工情報等-

- パーソナルデータ利活用の面から昨年9月に個人情報保護法を改正
- 新たに創設された匿名加工情報については、事業者にとって使いやすい基準/運用が必要（現在個人情報保護委員会において検討中）

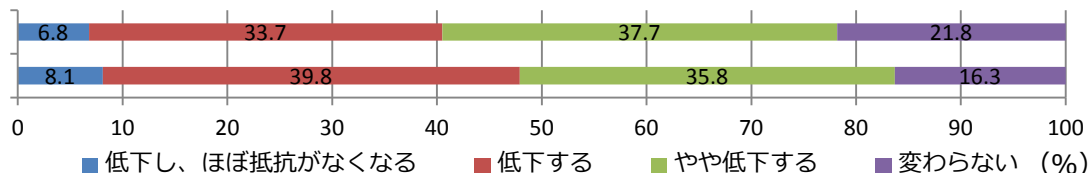
改正のポイント

適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・ 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・ 認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備（マルチステークホルダープロセスの活用）
- ・ 利用目的の変更を可能とする規定の整備

- 事業者にとっては、加工処理した情報であっても提供・利活用に抵抗感が強い

情報を提供先に提供する場合、個人が特定できないよう事前に情報加工処理を行う
情報を社内で活用する場合、個人を特定できないようにする情報加工技術を用いる



出典：「ビッグデータで取り扱う生活者情報に関する意識調査」（2013年）
（株）日立製作所、（株）博報堂 調べ

- 経産省では、匿名加工情報の加工方法について、3分野のユースケースを題材として、加工の際の課題や注意事項等を検討（検討結果は個人情報保護委員会と共有）
- 匿名加工情報の加工方法について、認定個人情報保護団体がマルチステークホルダープロセスを適正に活用できるよう環境整備も必要（昨年度経産省で検討会を開催、同プロセスを試行、実施手法等を具体的提言）

(参考) データ流通を巡る動き③ -同意・選択に関するガイドライン-

- 「消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択に関するガイドライン」を策定(平成26.10)
- パーソナルデータの利活用を進める際に重要な消費者と事業者間の信頼関係構築のため、パーソナルデータ取得時の消費者への情報提供・説明を充実させるためのガイドラインを作成し公表
- 現在、国際標準化に向けたガイドラインの改訂を検討中

オンラインサービスにおける説明画面 (イメージ)

パーソナルデータの取扱いに関する説明内容や画面表示が分かりづらい。

ガイドライン概要

背景	データの取得時等に事業者が消費者の理解を十分に得ないままにパーソナルデータの利活用を進めた結果、消費者の不安や混乱を招くケースも散見される。
内容	必要な情報を消費者に誤解を与えることなく分かり易く提示するための事項を取りまとめ。 <個人情報を取得する際に通知が必要な項目例> ・取得する個人情報の項目 (氏名、住所、等) ・利用目的 ・第三者への提供の有無/提供先 ・消費者による同意撤回等の関与の可否・手段 etc...
現状 今後の予定	経済産業省情報経済課が事務局となり、引き続き検討委員会を開催中。企業・消費者へのアンケートを実施し、その結果等を踏まえた適切な表示方法を検討。将来的には当ガイドラインの国際規格化を予定。

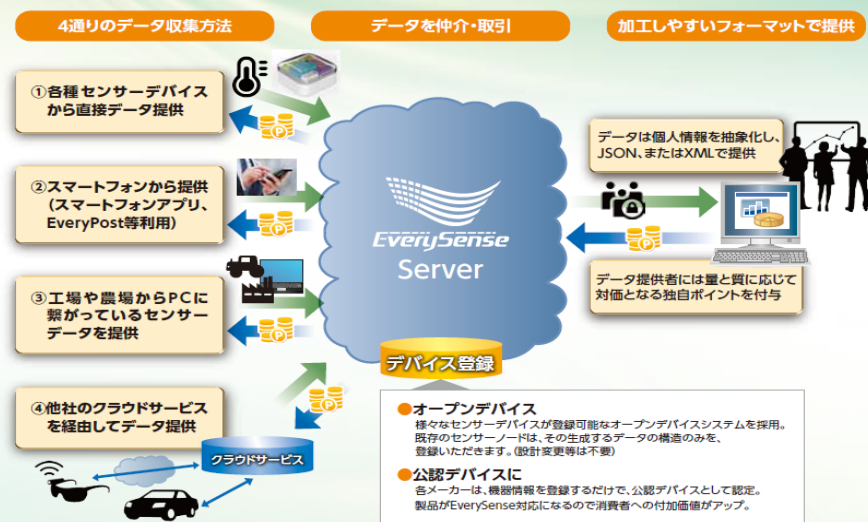
(参考) データ流通を巡る動き④ -IoT推進ラボ-

- 本年2月7日に開催されたIoT推進ラボで最終選考に残った15社の中には、データ取引のマッチングシステムを用いたビジネス（エブリセンスジャパン）や、リアルタイムでセンサーデータの流通を可能にするシステムを用いたビジネス（オムロン）等、データ流通のプラットフォームを目指す事業者も含まれている
- 今後、資金支援やメンターによる伴走支援、規制緩和・標準化等の支援を検討

「審査員特別賞」受賞

エブリセンスジャパン株式会社

データ保有者とデータ利用者の取引成立を仲介するシステム

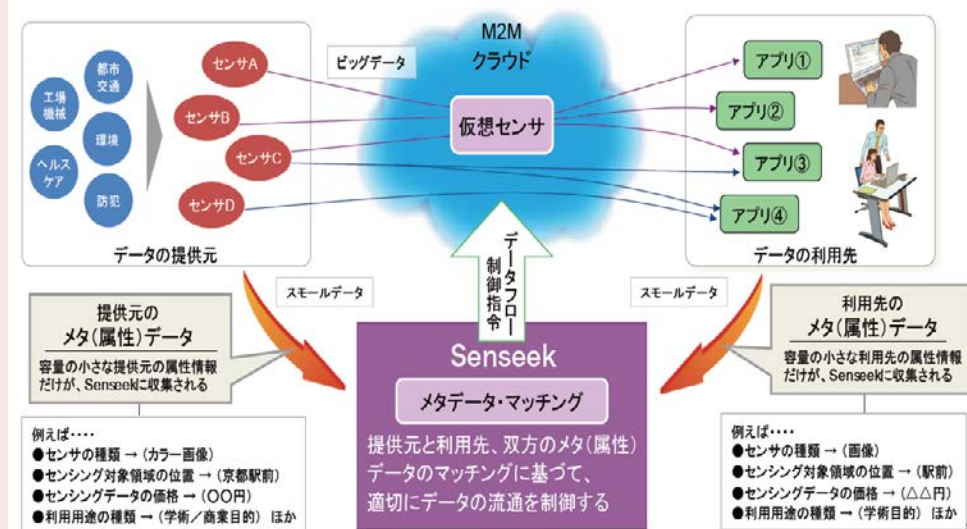


「IoT推進ラボ 第1回 先進的IoTプロジェクト選考会議 IoT Lab Selection

各種データについて、提供範囲・方針を予め登録することで、利用したい企業と自動的に結びつき、取引が成立する仲介システム。データを簡便に登録でき、対価の有無や個人情報の扱いについても選択可能。対価はポイントで還元される独自の仕組み。

オムロン株式会社

リアルタイムでセンサー・データの流通を可能にするシステム

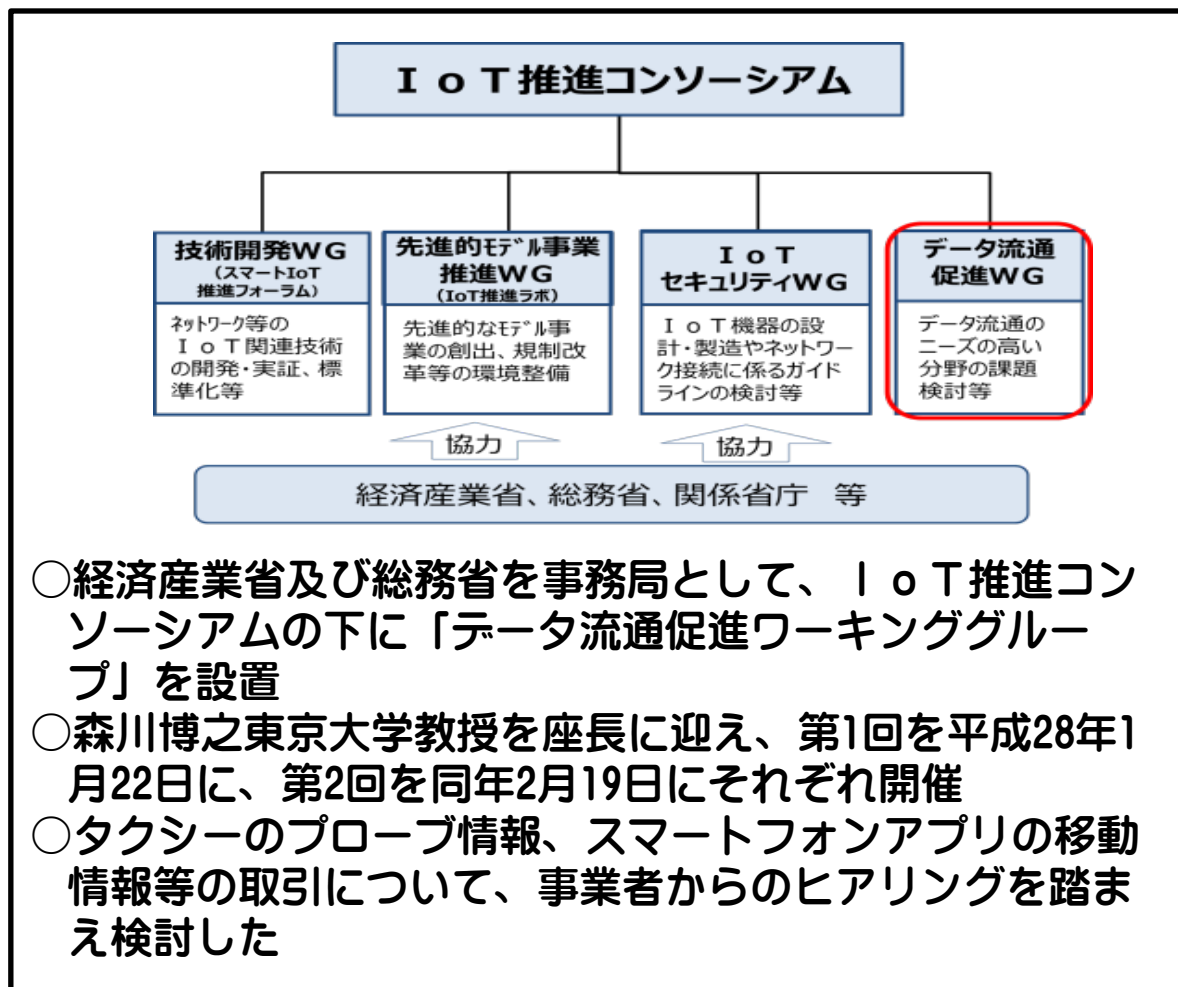


「支援対象プロジェクト一覧」第5項および第6項より引用

仕様の異なる様々なセンサーデータについて、データの内容や取引条件等を統一的に記述するルールを整備し、そのルールに従ってデータの内容や取引条件等を公開することで、データを利用したい企業と提供したい企業の間で自動的に取引をマッチングさせる。

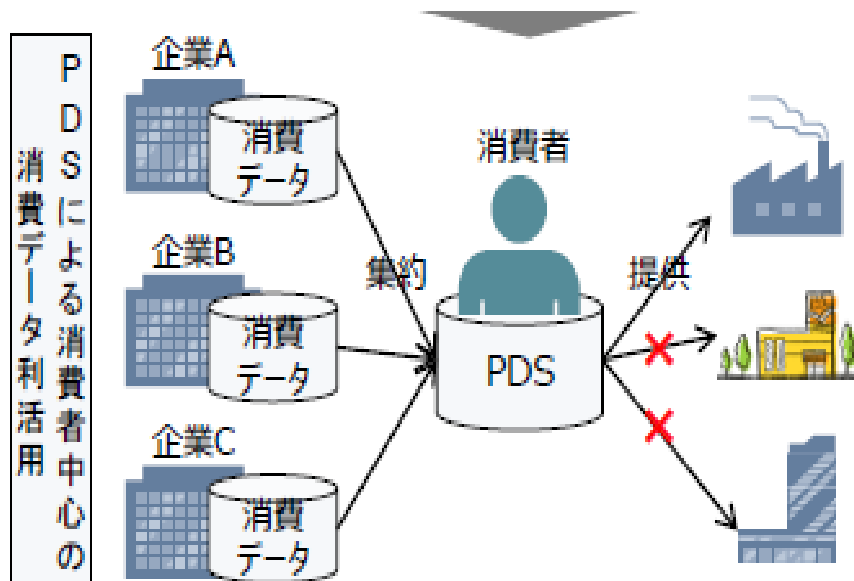
(参考) データ流通を巡る動き⑤ - データ流通促進WG-

データ流通促進WGにおいて、萎縮しがちな取引の不安を解消するため、有識者によるユースケースベースの検討を繰り返し「判例」を蓄積



(参考) データ流通を巡る動き⑥ -集めないビッグデータ等-

- 個人の自己情報コントロール権を確保しながらデータを流通させるため、本人の明確な同意を得て個人のパーソナルデータを集約し、流通させる仕組みが検討されている
- 個人が自己のデータを管理し、自らの意思に基づいて提供するシステム（PDS：Personal Data Store）もその仕組みの一つ



株式会社三菱総合研究所「消費データの戦略的活用の促進に関する調査報告書（概要版）」12頁より引用

PDSの例

- ・ 集めないビッグデータ
パーソナルデータを個人に分散して管理することによりパーソナルデータを安全かつ効率的に流通させ、活用するための分散PDS（橋田東大教授が中心となって研究されている構想）
- ・ 情報銀行
東京大学、慶応大学が中心となって産学連携で構築中
- ・ VRM (Vendor Relationship Management)
個人が自らのパーソナルデータを管理し、データを開示するサービス事業者を選択できる事業（DNPが既に事業開始）
- ・ m i d a t a (英国)
公的機関が中心に、個人が自己のパーソナルデータをコントロールできる仕組み

(参考) データ流通を巡る動き⑦ -ビッグデータの利活用権限-

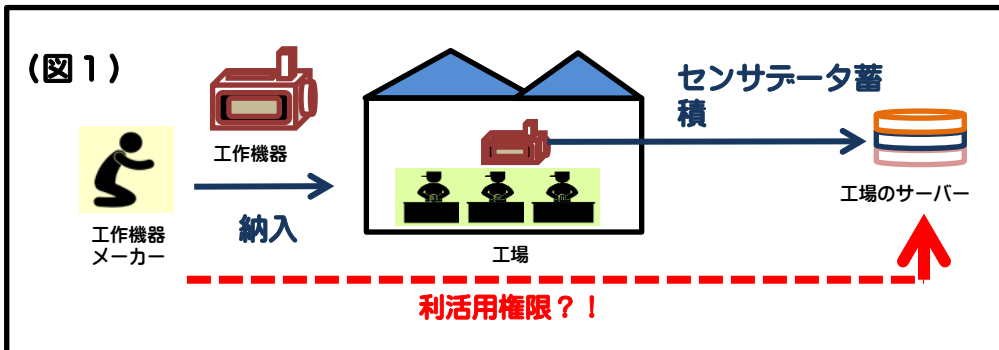
- 昨年度の産構審情経小委のルール整備WGにおいて、IoTデータ・ビッグデータの利活用権限の問題を検討し、議論を整理した
- 事業者間においてデータの利活用権限が契約上問題となるケースについて、引き続き検討

ルール整備WG取りまとめ概要（「ITを利活用した新サービスを巡る制度的論点 これまでの議論の整理」4頁～）

- ・IoTデータの取得から流通までの各場面における利害関係者ごとの権限について整理
- ・上記各場面を、①データ取得時におけるデータ被取得者等とデータ取得者の間の関係、②データ取得に係る関係者の相互関係、③データ流通時における相互関係、に分けて検討
- ・対応の方向性（ガイドライン、契約ひな形等）を提示

データの利活用権限が問題となるケース

複数事業者間の契約関係においてデータの利活用権限が問題となるケースを中心に検討中



(図1) 工作機器メーカーと工場との間で、納入した当該機器から取得されるセンサデータに対する権限が問題となるケース

(図2) 部品メーカーと自動車メーカーとの間で、当該部品を通じて取得される走行データ等に対する権限が問題となるケース

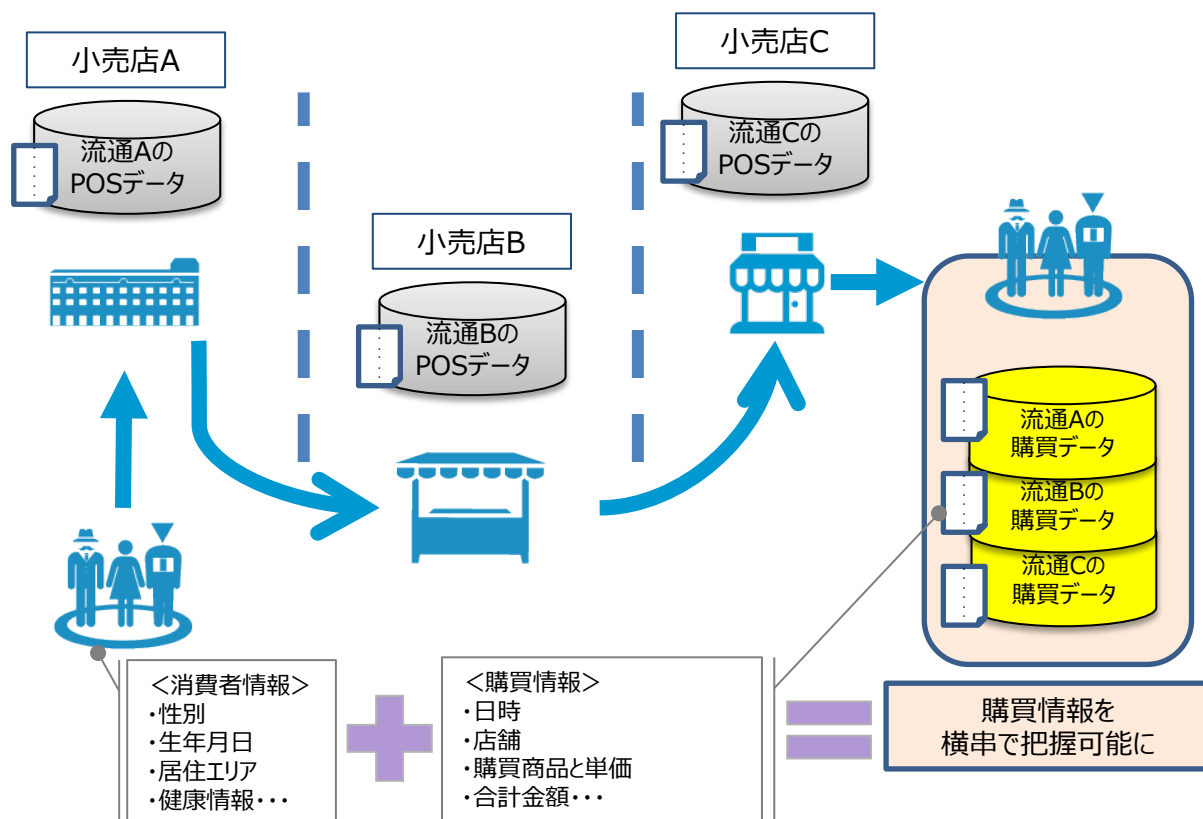
(主な論点)

- ・工作機器メーカーや部品メーカーもデータを利活用できないか
- ・データに対する権限と物の所有権との関係
- ・データに関わる責任の所在や知財帰属問題と利活用権限との関係
- ・当事者間の力関係による影響 等

(参考) データ流通を巡る動き⑧ - デジタルレシート -

- 現在、ECや一部のリアル店舗において、購買情報（レシート）を電子的に提供する手法が拡大。
- 複数の小売店がデジタルレシートを採用することで、消費者は、自らの購買情報を横串で把握するとともに、自らの意思に基づいて事業者等に提供することも可能に。

デジタルレシートを活用した購買情報集約化のイメージ



(出所) 各種資料をもとに経済産業省作成

我が国での事例

・宮城生活協同組合では、POSレジメーカー大手東芝テック株式会社と連携し、国内で初めてデジタルレシートを導入（2014年）。現在は、近隣の生協にサービスを拡大。83店舗、7,500人以上の会員が参加。

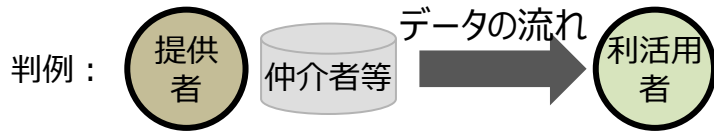
データ標準様式の策定

・デジタルレシートを活用して消費者の購買情報を集約すべく、2016年、国内ベンダー等128企業が参画し、国際標準に準拠したレシートデータの標準を策定する。

参考2) データの流通・共有事例の紹介

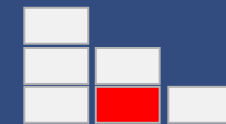
データの流通・共有方法

データ流通・共有方法には、大きく分けて三つのタイプがあるのではないかな。

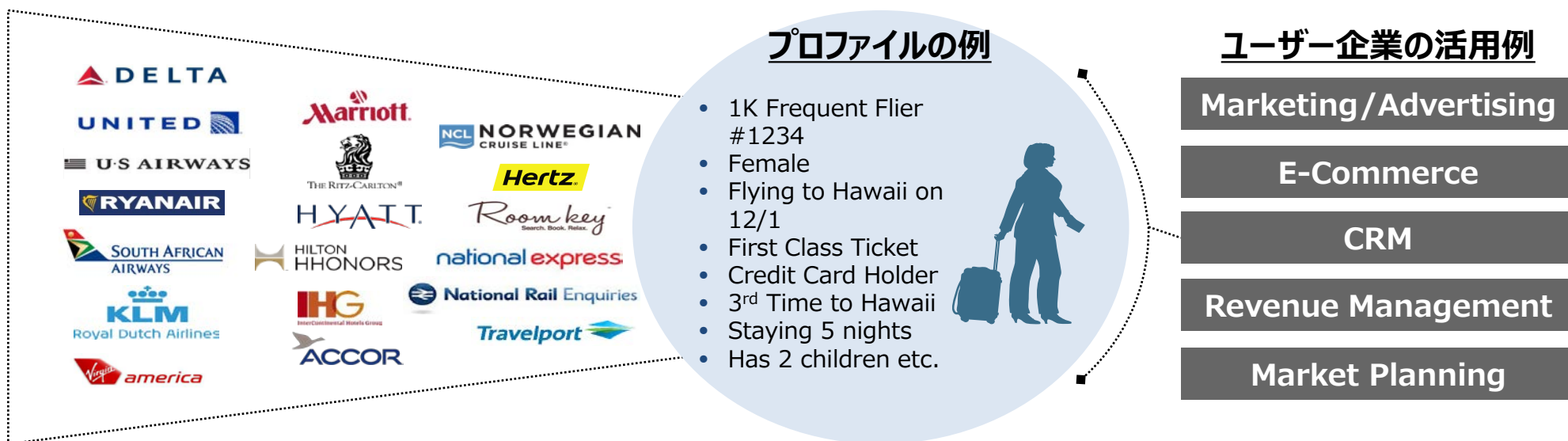


共有財産型	集約・加工型	取引市場型
<p>データを集約することで提供者全体の共有財産化</p> <p>日：自動走行ビジネス検討会 独：HERE(地図) ...等</p>	<p>仲介者等に集められたデータを集約・加工し対価を得てデータ提供</p> <p>日：CCC 米：Oracle bluekai ...等</p>	<p>提供者から利活用者へデータが渡る過程で仲介者等がマッチング</p> <p>日：データエクステンジ コンソーシアム 蘭：SemLab ...等</p>

1 【個人-営利事業】事例 米：ADARA

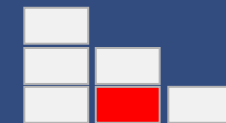


- 90以上の旅行関連ブランド（航空や宿泊サービス、例えば、United, Delta, Hyatt, Marriott and Hertz等）から一次データを集め、匿名化した3億人を超えるプロフィールデータを、プラットフォーム“Magellan”上でユーザー企業に有償で提供。
- 同業他社にはデータを見せたくないため、データ提供者側がコントロールし自社データを守る仕組みがあるため、提供者はデータを出すことができる。
- 2009年6月に設立され、2015年9月現在で67Mドルを調達済み（WiL投資先）。

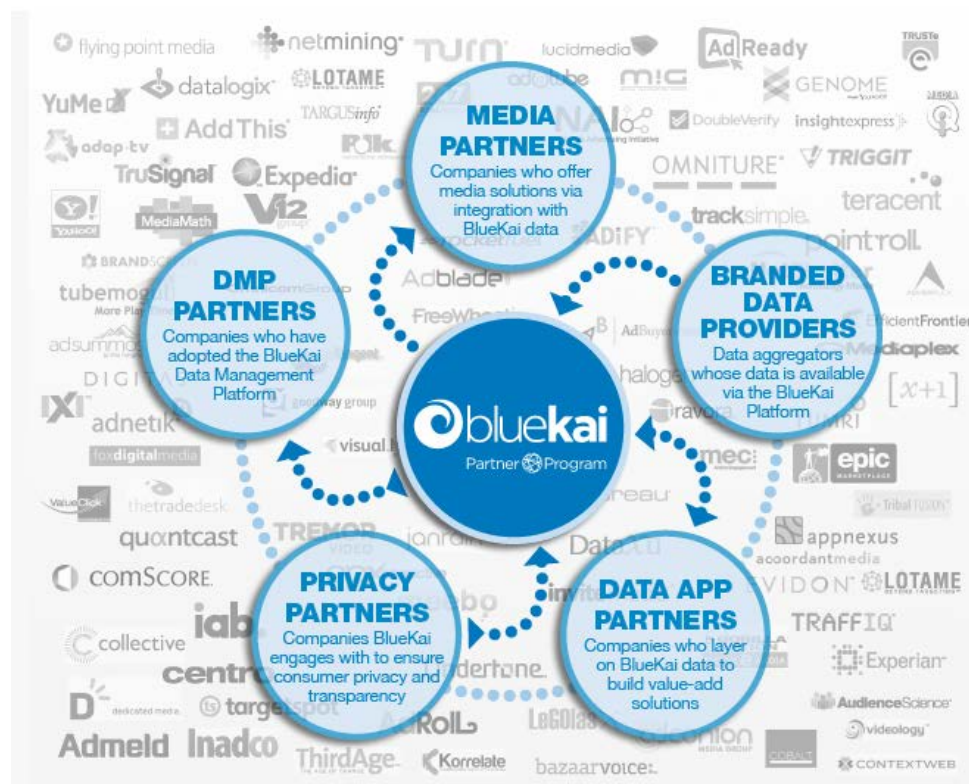


出所：ADARA website; 伊佐山委員提出資料

1 【個人-営利事業】事例 米：Oracle bluekai



- 企業から自サイト閲覧者の情報（Cookie等）提供を受け、bluekaiが蓄積している世界約3億人のデータ（米国ネットユーザの約8割）と結び付けて、クライアント企業への分析サービスや、効果的な広告配信を行う。
- 2014年4月にオラクルに4億ドル買収された。



出所：Oracle bluekai website
日経ビッグデータ

出典：産業構造審議会新産業構造部会(第4回)



1 【個人-営利事業】事例 日：カルチュア・コンビニエンス・クラブ

- Tポイントは5,556万人、提携先は131社、約45万店舗のユニーク・アクティブユーザ。
- データ提供者にはポイント還元、提携企業には、T会員の“所在地・利用ポイントの状況・リピート率・購入単価”の四つを月単位で報告。
- 加盟店が[加盟金55,000円(初回のみ) + 基本料金7,500円(月額固定)] × 店舗数 + 各店の手数料(Tポイント関与売上の3%)の支払いを行う。

131社 456,051店舗 (10月末現在)



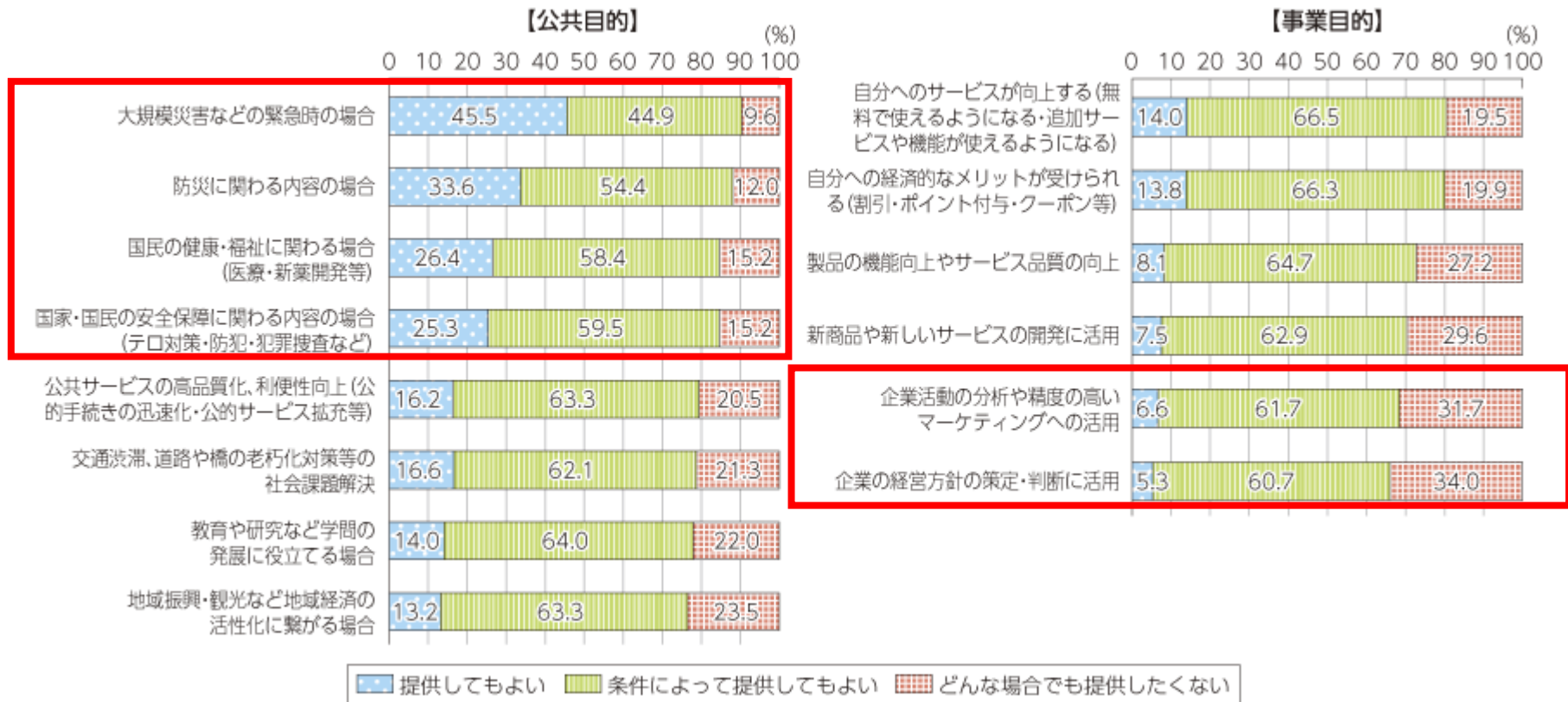
1 【個人-営利事業/個人保有】事例 蘭：SemLab

- SemLabが提供する「データリパブリック」で、消費者が個人データ(スポーツ活動、消費、意見等)の共有と引き換えに企業から優待や現金等の利益を得られるサービス。
- 利用者はいつでも好きな時に企業に対して共有権を停止する権利を持ち、どのデータをいくらで誰と共有するかを決定できる。
- データリパブリックは個人に対しデータの管理ツールを提供し、現在のパーソナルデータがいくらで取引できるかを示す。

種類	内容
取引	銀行及びクレジットカードでの取引
スポーツ活動	乗馬、ランニング、スケート、水泳などのスポーツに関するデータ
消費	どのような商品を、どこで購入しているのか
意見	特定のテーマについてどのように考えているか
健康	咳、風邪、痛みなどの深刻ではない身体上の不具合
身体	心拍数、血圧、体温など全身の健康状態
GPSの位置情報	どこに向かっているのか、どこにいたのかなど
経験	映画、コンサートなどの娯楽や観光地について、実体験で格付けしたデータ
薬	服用している薬の効果をどう感じているか

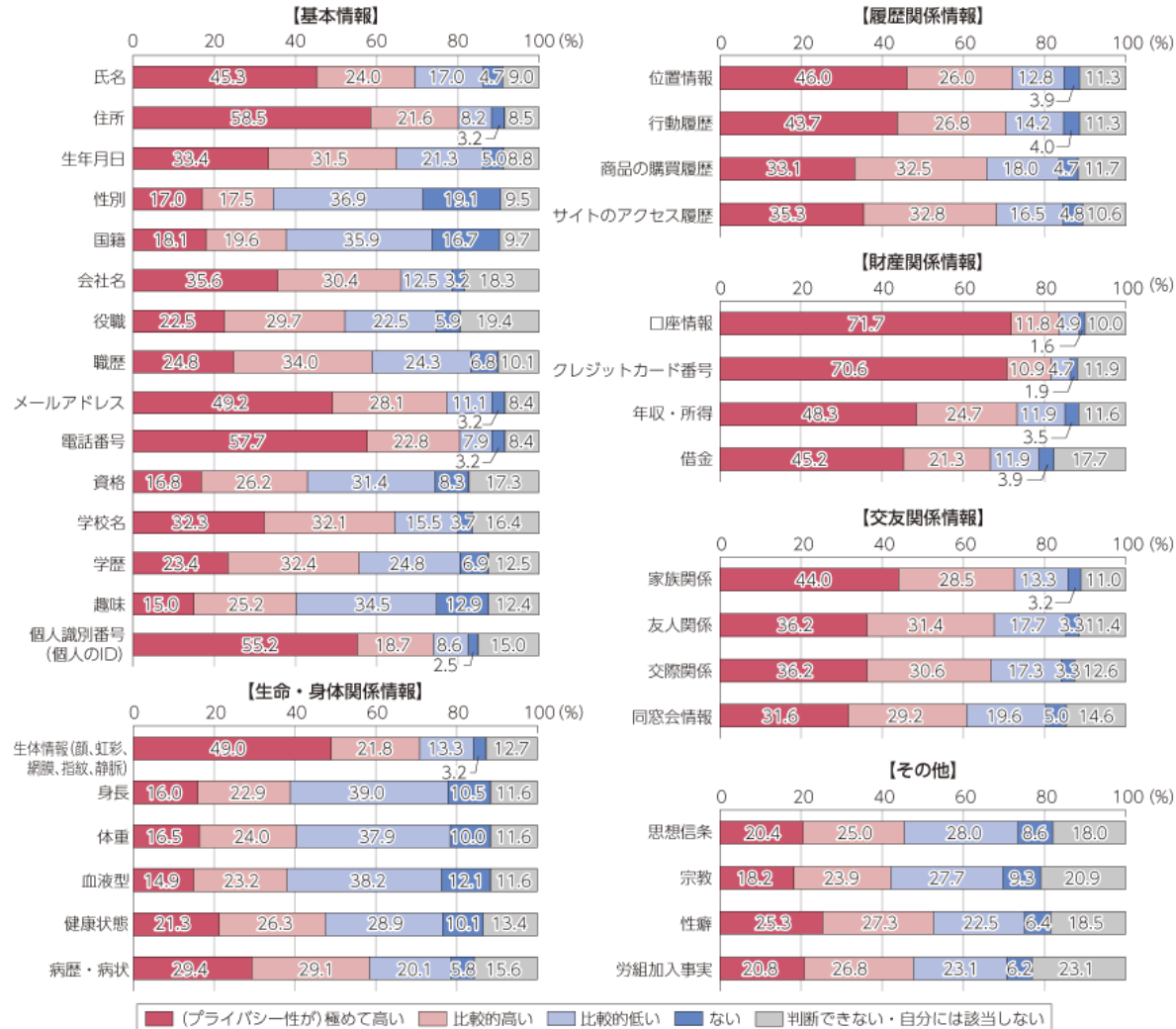
参考) パーソナルデータを提供しても良いと考えるケース

- 公共目的、とくに災害・防災・国民の健康福祉・国家国民の安全保障については、条件付も含めれば8割以上の回答者がパーソナルデータを提供してもよいと回答。
- 一方で企業のマーケティングや経営方針に関わるデータ提供には消極的。



参考) パーソナルデータの類型とプライバシーに関する意識

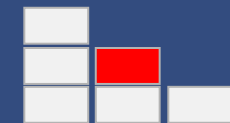
パーソナルデータとして、氏名・住所等の基本情報、生命・身体関係情報、位置・行動・購買・ネット履歴関係情報、財産関係情報、交友関係情報、その他がある。



出所：総務省「平成26年度版
情報通信白書」

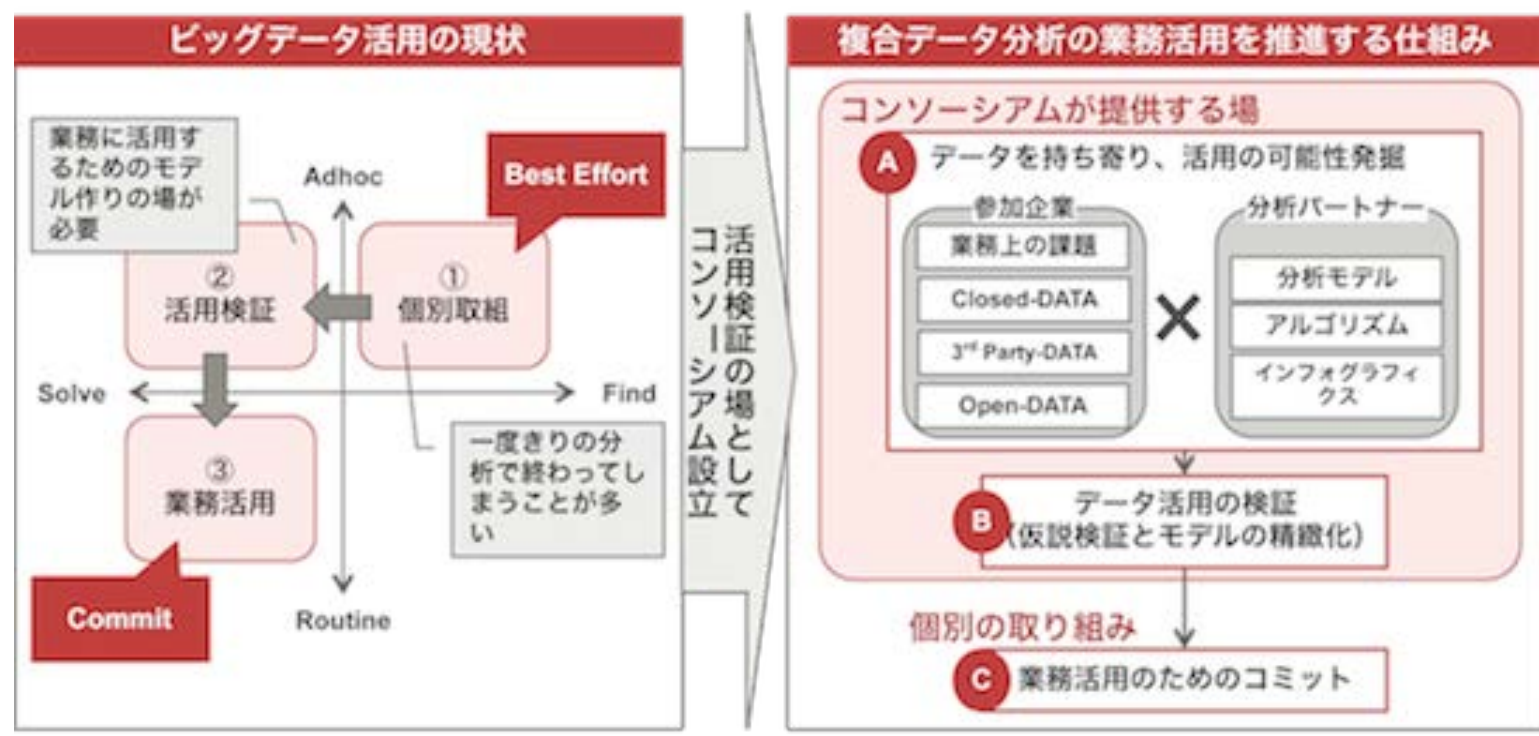
出典：産業構造審議会新産業構造部会(第4回)

Copyright © 2016 METI. All rights reserved.

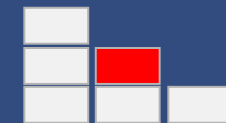


2 【営利事業者間】事例 日：データエクステンジコンソーシアム

- データエクステンジコンソーシアムは提携する年会費30万円を支払った参加パートナー企業がデータのタイトル情報を共有し、マッチングを行う。
- 利活用は個別の企業間で行い、事業化（100社以上が参画し、2015年度はこれまでに4つの事業化）。将来的にデータが流通するプラットフォーム化を目指す。



出所：データエクステンジコンソーシアム website



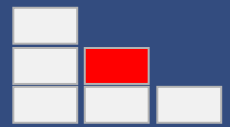
2 【営利事業者間】事例 日：自動走行ビジネス検討会

- 自動走行ビジネス検討会では下記の分野で競争領域と協調領域の切り分けを検討、協調して取り組むべきテーマの具体化を図る。
- 協議会下にワーキンググループを設置し、事業モデルの妥当性、安全性、社会受容性、標準化、国際展開の可能性等を検討。

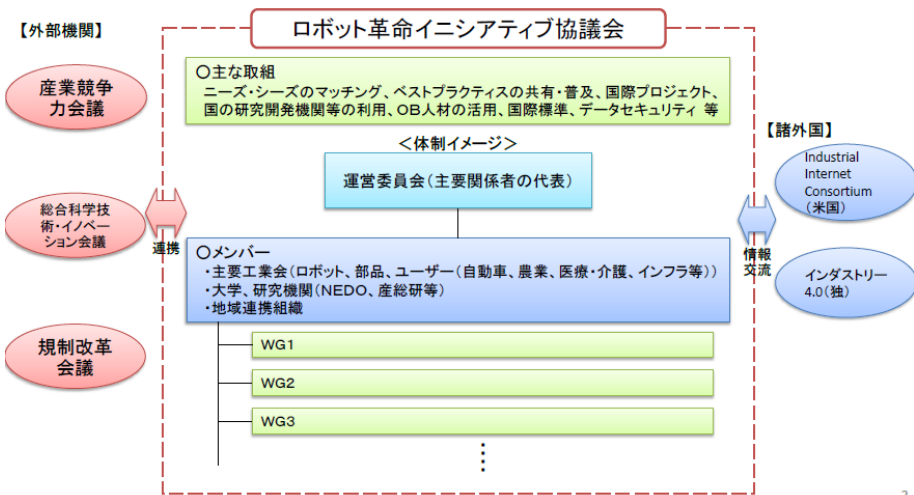
分野	想定される協調テーマ
①セキュリティ	セキュリティに係るガイドラインや試験方法等
②機能安全	機能安全に係るガイドライン等
③人間の研究	覚醒度を判断するための指標等
④認識・学習アルゴリズム	機械学習を活用した認知・判断技術、安全性評価手法等
⑤試験方法	衝突事故低減効果評価方法等
⑥基盤データベース	事故情報の共有とその利活用方法等



2 【営利事業者間】事例 日：ロボット革命イニシアティブ協議会



- ロボット革命イニシアティブ協議会は、「ロボット新戦略」に基づき、「ロボット革命」を推進するために、民間主導で設立された組織的プラットフォーム。
- IoT推進のための社会システム推進事業で、IoTを活用した製造プロセスの高度化（例、共通モデル化）について実証を行う。



2

＜事業目的＞

1. 関係者間のマッチング、ベストプラクティスの共有・普及、
2. 国際標準化、
3. 情報セキュリティ、
4. 国際プロジェクト、
5. 実証実験のための環境整備、
6. 人材育成、
7. 関係機関と連携した研究開発・規制改革等の推進、
8. 情報収集・発信、普及啓発事業の推進等

各分野における実証事業（事業イメージ例）

製造分野

- ・各社個別に構築してきた製造現場のデータ活用手法の「共通モデル化」、工場への導入の実証
- IoTを活用した製造プロセスの高度化を実現（日本型スマート工場）

インフラ分野

- ・標準的な業務手順やデータ等の共通仕様策定による社会インフラの維持管理・運用効率化の実証
- 水・電気・ガス等の社会インフラ効率化を実現

流通・宇宙分野

- ・準天頂衛星を活用した無人航空機による安全な物流事業の実現に向けた、各種データを収集するための飛行実証
- 無人航空機を活用した物流の効率化を実現



産業保安

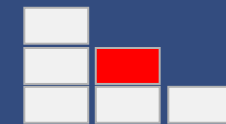
- ・石油精製プラントに蓄積されている様々なデータを活用し、設備の稼働信頼性を向上するための実証
- 石油精製プラント等における自主保安の高度化を実現



社会システム全体の効率化を通じた省エネ、社会コスト低減を実現

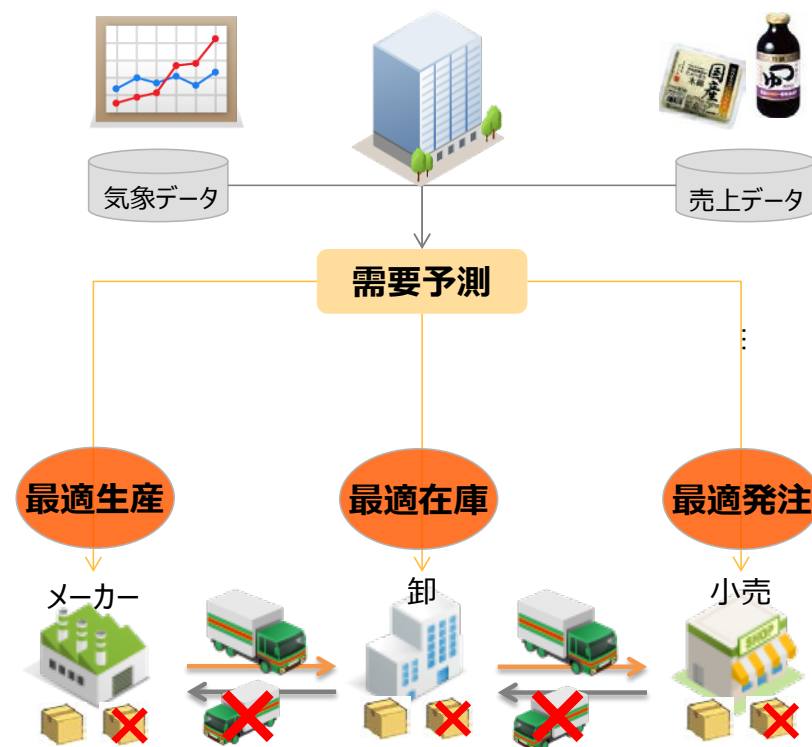
出所：ロボット革命イニシアティブ協議会 website

2 【営利事業者間】事例 日：日本気象協会



- 日本気象協会は、販売データ、在庫データ、生産データを共有し、需要予測を高度化すると同時に、サプライチェーン全体で共有することで返品ロスの削減・物流効率化の実現を目指す実証を実施中。
- 平成26年度の実証において、不要に生産していた食品を30-40%削減することが可能であることを確認。

企業名	日本気象協会
目的	高度な需要予測を共有化することで、返品を削減し物流効率化を実現。
概要	メーカー、卸売、小売事業者の参画による、コンソーシアムを設立（25企業・団体）。売上データと気象データの相関を分析するとともに、体感気温や消費者心理の転換点も考慮し需要（売れ行き）を予測
効果	平成26年度実証実験の結果、不要に生産していた食品を30-40%削減することが可能と確認。



参考3) 競争政策関係



支配的地位の濫用

■ Googleの検索エンジンに対する調査（2010.11-）

Googleが検索結果を自社に有利になるよう操作した疑いで調査。複数回、和解案を提案されたが、最終決定には至っていない。

■ Googleショッピングに対する異議告知書の送付（2015.4）

検索市場での支配的地位を濫用し、比較買い物サービス市場で競争制限をしている疑い。

■ GoogleのAndroidに対する調査（2015.4）

GoogleのOSであるAndroidについて、ライバルの発展や市場へのアクセスを妨げることにより、支配的地位を濫用していたか調査を開始。

■ Amazonの出版社との契約に対する調査の開始（2015.6）

流通業者であるAmazonと出版社間の契約において、当該出版社が、Amazonの競合相手である小売店に対して有利な条件を提供している場合の通知や、Amazonに対しても最低でも同条件での適用の要請等、競争制限的な観点から調査を開始。

競争制限・カルテル

■ Appleほか出版社のカルテル(2012)

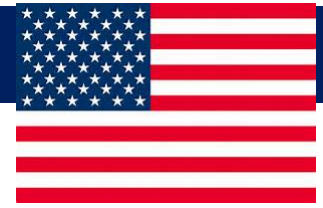
小売であるAppleと5つの出版社が共謀して従来の「卸売りモデル」から「販売代理店モデル」に契約形態を移行することで、価格の決定権を出版社が握るスキームを構築したことによって、電子書籍販売の競争を妨害し、価格を不当につり上げていた疑いがあるとして調査し、和解。



- 2015年5月、欧州委員会は、電子商取引市場に影響を及ぼす可能性のある競争上の課題を特定すること等を目的として、電子商取引に関する分野別調査（E-commerce Sector Inquiry）を開始。
- 調査の結果、特定の競争上の懸念が見つかった場合、当局が正式な事件調査を開始する可能性もある。
- 2016年3月、地理的要因により、電子商取引の提供や内容が異なるジオブロッキングがEU域内に広く存在していると一次結果を公表。
- 調査の暫定報告書が2016年半ばに公表され、一般からの意見聴取を経て2017年初めには最終報告書がまとめられる予定。

★電子商取引に関する分野別調査の概要★

目的	電子商取引市場に影響を及ぼす可能性のある競争上の課題を特定すること等
調査対象	(対象となる商品・サービス分野) ・電子商取引が活発に行われている（デジタルコンテンツ、衣服、靴、家電製品等） (対象となる企業) ・製造業者や流通業者 ・オンラインコンテンツサービスの供給事業者 ・オンラインプラットフォーム
調査方法	対象となる企業に対する情報提供要求 ※企業が誤った回答や誤解を与える回答を行った場合、罰金が課される可能性がある
調査内容	・2010年まで遡っての全世界とEU域内の売上高 ・上位30社の取引先とそれぞれの契約額 ・契約書のコピー ・事業慣行や料金体系、契約交渉や資金調達の決定に関する経緯等に関する質問等 (※報道ベース。欧州委員会は調査内容の詳細を明らかにしていない)



支配的地位の濫用

■ 検索エンジンへの調査（2012-2013）

Googleが検索結果を自社に有利になるよう操作した疑いで調査したが、提訴は見送り。
Googleは慣行の一部を自発的に変更。

■ アンドロイドに対する調査（2015.9）

GoogleのOSであるアンドロイドについて、自社サービスがプレインストールされることで、ライバルのアクセスを妨げることにより、支配的地位を濫用していたか調査を開始。

■ Appleに対する調査の検討（2015.7）

Appleが、音楽のストリーミング事業に伴い、アプリ販売ストアであるアップストアではなく自社のサイトからアプリを購入すれば料金が安くなる旨の消費者への宣伝行為を禁じていること等について、連邦取引委員会（FTC）は、アプリ提供業者管理に関する規則への苦情について調査するかどうか検討を開始。

競争制限・カルテル

■ Appleほか出版社のカルテル(2012.4)

小売であるAppleと5つの出版社が共謀して従来の「卸売りモデル」から「販売代理店モデル」に契約形態を移行することで、価格の決定権を出版社が握るスキームを構築したことによって、電子書籍販売の競争を妨害し、価格を不当につり上げていた疑いがあるとして提訴し、和解。



不公正な取引方法

■ マイクロソフトのウィンドウズのOEM販売契約に係る拘束条件付取引（2004）

公正取引委員会は、ウィンドウズがOEM販売契約にあたり、OEM業者がウィンドウズによる特許侵害を理由にマイクロソフトや他の被許諾者などに対して訴訟を起訴しないことを等を誓約する旨の条項（非係争（NAP）条項）を含む契約の締結を余儀なくさせ、OEM業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引していたとして、勧告を行った（その後、審判にて争われたが、2008年9月16日 審判結審）

■ クアルコムがCDMA携帯無線通信に係る知的財産権のライセンス契約による拘束条件付取引（2009）

公正取引委員会は、クアルコムが、国内端末等製造販売業者に対し、CDMA携帯無線通信に係る知的財産権の実施権等を一括して許諾するに当たり、あらかじめ適切な条件の下に非排他的かつ無差別に実施権等を許諾する旨を明らかにしているにもかかわらず、以下の全部又は一部を内容とする規定を含む契約を余儀なくさせているとして、排除措置命令を行った。

- （1）半導体集積回路等の製造、販売等のために、クアルコムに対して、その実施権等を無償で許諾する。
- （2）半導体集積回路等の製造、販売、使用等について、クアルコム（関連会社含む）又はクアルコムの顧客に対し、権利主張を行わないことを約束する。
- （3）半導体集積回路等の製造、販売等についてクアルコムのライセンシーに対し、権利主張を行わないことを約束する。

※2016年2月時点、審判継続中



不公正な取引方法

■ DeNAの特定ソーシャルゲーム提供事業者に対する取引妨害排除（2011）

公正取引委員会は、DeNAが特定の事業者に対し、競合相手のサービスを通じてソーシャルゲームを提供しないようにソーシャルゲームのリンクの掲載を制限させていたため、排除措置命令を行った。

分野別調査

■ 電子商店街等の消費者向けeコマースにおける取引実態に関する調査（2006）

公正取引委員会は、電子商店街における運営事業者と出店事業者の取引実態について調査を実施。運営事業者が、退店後の出店事業者に対して顧客情報の利用を制限することや、手数料率の一方的な変更を行う場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある点を指摘。



企業結合審査

■ Google/Double Click事案（2007.12）

合併によりデータ統合される意図があったため、プライバシーの観点から、電子プライバシー情報センター（EPIC）は問題として提起されFTC委員の1人は懸念を示したが、合併は多数決で認められた。

■ Facebook/WhatsAppの結合（2014.10）

- ソーシャルネットワークサービスのFacebookは、インターネットテキストメッセージのWhatsAppを買収。Facebookは、消費者プロファイリングビジネスモデルに、WhatsAppから共有される情報を組み込むつもりであることを明らかにしていた。
- EPICとデジタル民主主義センターは、WhatsAppが巨大なユーザーのデータセットを持っているところ、広告収入のためにユーザーデータを収集しないように求めた。EPICは、Google/Double Clickの事案と異なり、もしFacebookがこのまま続けると、WhatsAppの消費者情報は、WhatsAppのプライバシーポリシーに違反すると主張。
- FTCは合併を止めなかったものの、消費者保護当局の局長から、レターにおいて、合併前のプライバシーポリシーに従うこと、消費者にポリシーと適合しないWhatsAppデータの使用をオプトアウトする機会を与えることを推奨。

競争法（企業結合審査）：EU



企業結合審査

■ Facebook/WhatsAppの結合（2014.10）

合併によりプライバシーに関わる大量のデータを扱うことになるため、競争法上問題になるかについて議論。

独占禁止法（企業結合審査）：日本



業務提携

■ ヤフーのグーグルからの検索エンジンの技術提供（2010）

公正取引委員会は、ヤフーがグーグルから検索エンジンの技術提供を受けることについて、インターネット検索サービス及び検索連動型広告に関する独自性が確保される手段が講じられていること、検索連動型広告に関する情報分離が確保されていることから、技術提携を認めた。

企業結合審査

■ カドカワ及びドワンゴによる共同株式移転（2014）

公正取引委員会は、プラットフォーム事業を営むドワンゴと、コンテンツ提供事業を営むカドカワの統合案件について、カドカワグループによる当事会社の競争事業者に対する有料動画の提供の拒否や、ドワンゴグループによる当事会社の競争事業者からの各種コンテンツ調達の拒否を行うインセンティブがないこと等から承認した。



その他の対応（オンラインプラットフォームに関する意見募集）：EU

- 欧州委員会は、2015年9月24日から2016年1月6日にかけて、プラットフォームの社会的・経済的な役割や、市場動向、ビジネスモデルへの理解を深めることを目的に、オンラインプラットフォームの経済的役割等に関する意見募集を実施。
- 質問項目は、大きく4つに分類され、オンラインプラットフォームの社会的・経済的役割、透明性、使用条件、情報利用、事業者の関係、オンライン仲介者の役割（違法コンテンツの取締りを含む）、データのフリーフローや協力型経済（シェアリングエコノミー）等について意見募集。
- 1月26日、分析が終了した回答を元に1次結果を公表。今後残りの回答の分析が行われ、2016年春に最終報告書を公表予定。

★ 1次結果のポイント★

オンラインプラットフォーム

- 市民や事業者の大多数はオンラインプラットフォームの利点を認識。一方で多数は、取引を行う際の、問題の存在を認識。
- 事業者や市民の多くは、プラットフォームは検索結果等について、より透明性を確保すべきと主張。収集される個人データや非個人データ、そして契約条件について十分な情報を提供していないと懸念するも、多くのプラットフォームは十分な情報を提供していると考えている。
- 大多数の市民やプラットフォームは、これら問題は規制、自主規制、市場のダイナミックの組み合わせにより対処できると考えている。事業者は、規制による解決と、規制、自主規制、市場のダイナミックの組み合わせにより解決できるとするものが存在。

デジタル・エコシステムのなかのデータおよびクラウド

- 大多数は個人データと非個人データを明確に区別したいが、そうした区別は容易ではない。大多数はデータの位置は、個人はビジネスのレベルで事業戦略に影響を与えると考えている
- 市民の大多数や事業者や事業者団体の多くは、公的支援を受けた研究データをオープンアクセスを通じて利用可能にするポリシーに同意する。
- 市民や事業者の多くは既存の法的枠組みはIoTやデータ駆動型サービス、関連する有形の商品についての責任問題に対処するための目的に合致していないと考えている。
- 多くの市民や中小企業者はクラウドサービスプロバイダはセキュリティや情報の保護に十分な透明性を確保していない。大多数はクラウドサービスの契約条件は、個人や企業にとって交渉の余地がないことが多いとしている。

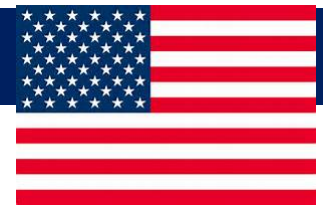
違法コンテンツの取締りとオンライン仲介者の責任

- Eコマース指令に基づいた責任体制が目的に合致しているとする者と、法執行の為に明確化やガイダンス等を求める者との間で意見は分かれた。
- 大多数は違法コンテンツの取締りに関し、異なる分類（特に知的財産の侵害や児童虐待、人種差別、排他的スピーチ）には異なった政策アプローチが必要だとしている。
- 権利者や執行当局等はtake down and stay down原則を支持するが、仲介業者は支持しておらず、違法コンテンツの為に特定の監督義務を負うことに消極的である。
- 大多数はコンテンツ規制ポリシーやオンライン仲介者の慣行についてより透明性が確保される必要があると感じている。

協力型経済（シェアリングエコノミー）

- シェアリングエコノミーの一部を担うサービス提供者の多くは他のサービス分野でも活動。オンラインプラットフォームを利用しないサービス提供者も、こうしたオンラインプラットフォームを目指す。
- 事業者と消費者の大多数は、欧州でのシェアリングエコノミーの発展に対する規制や障害があるとしている。利用者や提供者の権利や義務に対する不確実性は、発展を阻害する主要な障害である。
- シェアリングエコノミーのサービス提供者、プラットフォーム、公的機関は既存の規則の適用についてのガイドラインや情報を求めている。一方、伝統的なサービス提供者は、新しいルールを求めている。
- 消費者の多くは、シェアリングエコノミープラットフォームはサービス提供者、消費者の権利等について十分な情報を提供しているとしている。

（出典）欧州委員会公表資料から作成



シェアリングエコノミー

■ シェアリングエコノミーに関する公開研究会の開催（2015.6）

- ・ 連邦取引委員会（FTC）が、競争と消費者保護の観点からシェアリングエコノミー及び同プラットフォームのビジネスモデルにおいて、既存の規制枠組みでどの程度対応可能であるか、規制・政策当局、有識者、企業等が情報・意見を交換。
- ・ 意見交換は、下記の観点から実施
 - ①シェアリング・エコノミー・プラットフォームの市場デザインと市場構造
 - ②シェアリング・エコノミーにおける信用メカニズム
 - ③競争、消費者保護、規制の相互作業におけるビジネス及び規制当局の視点
 - ④政策の視点

独占禁止法の全体像

公正かつ自由な競争の促進

三大違反類型

私的独占の禁止

※独占禁止法第2条5項、
第3条に規定

支配型私的独占・・・他の事業者の活動に関する意思決定を拘束し、自己の意思に従わせることで市場独占を達成。

排除型私的独占・・・他の事業者の活動を継続困難にし、又は新規参入を困難にすることで、他事業者を市場から排除し市場独占を達成。

不当な取引制限 (カルテル・入札 談合)の禁止

不公正な取引 方法の禁止

※独占禁止法第2条9項、
第19条に規定

- (1) 共同の取引拒絶
- (2) 差別的対価
- (3) 不当廉売
- (4) 再販売価格の拘束
- (5) 優越的地位の濫用・・・取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して不当に不利益を与える行為を規制。

(6) 公正取引委員会が指定するもの

事業者団体規制

企業結合規制

私的独占及び優越的地位の規定

■ 独占禁止法第2条第5号【私的独占】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

■ 独占禁止法第2条第9項第5号【優越的地位の濫用】

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

- イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
- ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。